

平成  
元・4  
1989.4.15

# 建産連ニュース

第40号

社団  
法人 埼玉県建設産業団体連合会

## 目 次

◆卷頭言	1
◆平成元年度県当初予算の規模並びに主要施策等の概要(付・組織改正・人事異動)	2
◆元請・下請関係合理化指導要綱改正素案	11
◆県南5市まちづくり構想の概要	12
◆21世紀を展望した街づくり(その23) 本庄市	15
"(その24) 三郷市	17
◆事業報告	
消費税研修会	19
元請・下請関係合理化懇談会	20
県立産業系高校進路指導者との懇談会	21
経済講演会	22
陳情(1)・(2)	24
◆理事会・委員会報告	26
◆告知板	
改正労働安全衛生法のあらまし	28
埼玉建設労働者研修福祉センター施設利用料金の改正について	29
第2回さいたま景観賞受賞作品について	30
◆企画シリーズ・県内史蹟・名勝めぐり(3)	
塙記念館探訪(塙保己一の業績)	32
◆建産連だより	
会員団体の動静	33
◆全国建産連だより	39
◆連合会日誌	40
(建設物価調査会案内広告)	(38)

## 建設連の なすべき課題 THESES

人の生活に住宅は必要不可欠ですが、現代社会の生活は居住のための建物に止まらず、学校やオフィスも、あるいは工場、倉庫、病院のような建物もなくてはならないものです。

これらの建物はいうまでもなく建設産業が造り出すものですが、その利用目的に従って内外に施される様々な付随設備の整備も例外ではありません。

また、建物の敷地となる土地の流通や造成も当然のことですが、公共施設と呼ばれる道路や堤防、あるいは橋梁、ダム、公園、上・下水道といったものまで、その築造の基礎となる調査、測量、設計等を含め、すべて建設産業の所産以外の何ものでもありません。

このように、人の生活や社会活動は建設産業とのかかわりなしには全くあり得ず、また建設産業は個人の住環境整備から広く社会資本の整備に至るまで、計り知れないほど重要な役割を担っています。

しかし、これほど重要な役割を担い、かつ果している建設産業でありながら、県内業界の企業規模はいずれも小規模で、経営は絶えず不安にさらされているのみか、社会的評価や発言力は依然として低く、しかもこの産業に携わる就業者の労働条件も決して恵まれていないのが現実の姿です。

建産連は、このような現状を打破し、魅力と活力のある建設産業を築いて社会的評価を高め、よりよく社会に貢献することを目的に県内建設関連団体を結集した組織です。

一つひとつの団体の力だけでは弱くとも、連合組織の力を結集すればその力の強さは飛躍的に増大するはずです。

私たち建産連は、団体相互の連携、協調を一層高め、社会的使命を深く自覚しながら大胆かつ勇気をもって、企業構造の改善や近代化に挑戦し、建設産業の明るい展望を開くよう努力します。

## 建産連の SLOGAN 活動指標

一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。

一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。

一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。

一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。

一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

## 住環境と緑

松本 孔志

我国も高度成長期を経て、経済は安定成長期を迎え、ようやく落ち着いた発想基盤で住環境について論ぜられるようになってきました。高度成長期には経済が優先され、自然は犠牲をしいられ住環境そのものも二次的なものとなっていました。

我国の住環境、とりわけ都市環境は、いまだに他国に比して劣悪であると言われます。狭い道路、オープンスペースの少なさ、雑然とした都市景観等に、考えなければならない点が多いようです。そこで潤いのある住環境、都市景観を造るため、緑が大切であると考えられるようになってきました。

ところが最近の地価の高騰は緑地を設けることを益々困難にしています。特に民有地は効率上、敷地いっぱいに建物を建てざるを得ない状況で、公共用地の確保もむずかしく、従って公園緑地の増設もままならないのが現状です。

しかし、緑は、よりよい住環境、都市環境を造るために重要です。緑は、災害時の防火壁になり、騒音も緩和し、或いは防風林にもなってくれます。緑は木かけをつくり、涼風を生み、水分を蒸散し

寒暑を和らげ、人々に安らぎと潤おいを与え、大気を浄化し、常に酸素を供給してくれます。緑は都市に季節感をもたらし、そして美しい都市景観を構成してくれます。又、公園緑地は災害時の避難場所ともなります。よりよい住環境、都市環境をつくるために緑は不可欠であるといつても過言ではありません。

これからは文化の時代といわれますが、緑は都市にとって最も文化的なもの一つだと思います。

来年は大阪において我国初の「緑と花の万国博覧会」が開かれます。国もこの開催に力を入れ、世界の人々にも日本の自然と豊富な植物に関心を寄せたのでしょう。

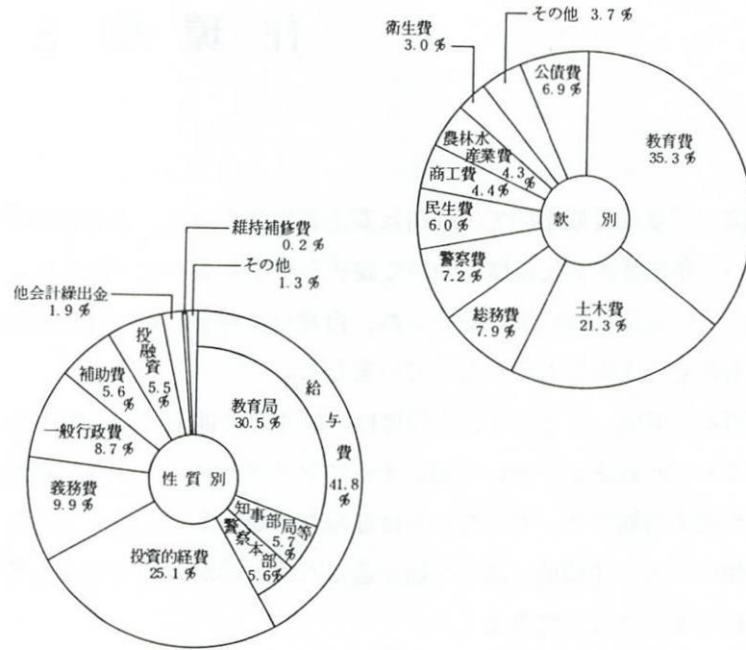
一昨年は「第5回全国都市緑化さいたまフェア'87」が—緑あふれる文化都市圏の創造—をテーマとして、本県で開催され、予想をはるかに上まわる入場者がありました。花や緑に対する人々の関心の高さを改めて知らされました。私達斯業に携わる者として大変喜ばしいと共にその責務の重さを感じます。よりよい環境づくりの担い手としてこれからも益々精進したいと存じます。お力添えをお願いいたします。

＜筆者は(社)埼玉県造園業協会長＞

## 平成元年度県当初予算規模 並びに主要施策等の概要

埼玉県の平成元年度当初予算は、一般会計が1兆1,144億9,200万円で、対前年度比7.5%の増、特別会計は13会計で2,359億6,354万2,000円、対前年度当初比20.9%の増、企業会計は6会計で1,295億5,416万6,000円、対前年度比2.8%の増で、合わせた額は1兆4,800億970万8,000円対前年度比9.0%の増である。この予算の編成に当たって県は、県民生活の安定と福祉の向上並びに21世紀に向けての新しい埼玉の基礎づくりに必要な諸施策の充実と推進のため、財源の効率的、かつ、重点的配分を図ったとし、特に配慮した点として、①国の公共事業の確保はもとより、県単独事業を拡充し、東西主要幹線を中心とした道路・街路や公園、下水道などの社会基盤の整備充実に努めること。②教育、福祉、保健医療に関する施策については、引き続き重点的に推進することとし、各種施策の充実を図ること。③県民の文化活動に対する関心の高まりに対応し、ソフト、ハードの両面から諸施策の充実強化を図ること。④国際化に対応した施策の一層の推進を図るとともに、高齢化社会の到来に備えて、福祉施設の整備や在宅福祉対策の充実を図ること。⑤さいたま新都心の整備、テクノグリーン構想の具体化、秩父リゾート地域の整備を図るなど、県土の均衡ある発展を目指した地域整備を進める——など5項目をあげた。

一般会計歳出予算の構成比を見ると、教育費の35.3%に次いで土木費は21.3%で予算の伸び率は、前年度比11.3%増の2,369億2,266万1,000円である（右上円グラフ参照）、また、関係の深い投資的経費の占める割合は、同じく円グラフで示すとおり、構成比は25.1%となっており、その額は、2,797億4,717万円で、対前年度比10.6%の増である。この内訳では、国庫補助事業が1,292億754万円（対前年度比5.5%増）、直轄負担金は306億664万5,000円（同23%増）、県費単独事業は1,199億3,098万



5,000円（同13.6%増）である。

特別会計のうち関係事業分を見ると、用地事業会計は278億9,252万4,000円（対前年度比伸び率150.8%）、流域下水道事業会計は521億685万8,000円（同2.1%）、県営住宅管理事業は77億850万8,000円（同21.5%）である。企業会計では、水道用水供給事業会計は700億4,010万6,000円で同じく伸び率は0.7%、土地開発整備事業（工業団地造成等）会計は335億7,665万3,000円で3.8%の伸び、レクリエーション施設（ゴルフ場建設等）事業会計は17億5,830万1,000円で、同じく61.3%である。

なお、平成元年度予算に盛られた部局別の重要施策及び主な事業概要を、以下これを順次列記することにした。（W）

## 企画財政部

新規事業及び主要施策

△政府機関等誘致の推進

多極分散型国土形成という国策を受け入れ、東京都区部からの政府機関等の移転誘致に積極的な対応を行う。

△見沼田圃活用保全対策の推進

大都市近郊の大規模緑地空間である見沼田圃の活用と保全方策に関する調査の実施

△未利用地有効活用の推進

市街地内の工場跡地等の未利用地を活用して、都市の再生を図るため、現況の把握、再生のための手法の開発、モデル地区の選定を行って、望ましい土地利用計画の検討を行う。

△八高線沿線土地利用整序基礎調査

JR八高線の地域に果す役割を再認識し、地域の特性を把握、都市的、農業的、自然的の各面から活性化へ向け検討を行い、土地利用の整序を促進するための調査を行う。

＜調査地域＞ 沿線13市町村（神川町、児玉町、美里町、寄居町、花園町、小川町、玉川村、都幾川村、越生町、毛呂山町、日高町、飯能市、入間市）

△秩父リゾート地域整備の推進

秩父リゾート地域整備構想の具体化を図るための計画の策定等

△さいたまユアンドアイプランの推進

埼玉コロシアム、埼玉メッセの建設、さいたま新都心の整備等主要プロジェクトの具体化並びにプランの総合調整などを行う。

## △地域航空の推進

地域航空を推進するための調査研究及び中核ヘリポート、市町村ヘリポートの整備促進

## △水上交通の推進

荒川を水上交通路面として利用するための調査研究及び水上バスの運航

## △リニアモーターカー導入の促進

促進するための調査並びにPR活動の実施。

## △東西交通網整備の促進

本県の東西交通網を強化するため、所沢市～大宮市～越谷市方面及び和光市～三郷市間の調査の実施

## △ダム建設対策

秩父3ダム（滝沢ダム、浦山ダム、合角ダム）の建設促進のため、水没関係者等に対する生活再建策並びに各ダム水源地整備事業の実施

## △その他

OA化、高度情報化に対応した諸施策の推進、地域情報化ガイドラインの策定

## 総務部

業界と係りの深い事業並びに施策

## △地域創生特別対策推進事業

国が計画している「自ら考え自ら行う地域づくり（ふるさと創生）」事業を主体的に取り込み、地域づくりに必要な“人づくり”と情報提供を総合的に展開する。地域創生シンポジウム、同セミナーの開催、地域づくりビジョン集の刊行等を行って普及、啓蒙に資する。

## △自動車税事務所春日部支所の新築

運輸省の自動車検査登録事務所が春日部市に新設されることに伴い、関連業務の円滑化を図るため、その隣接地に「支所」を新設する。

場所・春日部市大字増戸字殿谷地

敷地面積・2,000 m<sup>2</sup>

建物面積（事務所棟）・514 m<sup>2</sup>

△仮称・自治セミナーハウス建設

昭和63年度～平成元年度の2年継続事業、平成2年4月開設予定

建設場所・秩父郡荒川村

建物面積・5,500 m<sup>2</sup>（研修棟、宿泊棟、体育館）総事業費19億900万円（うち元年度分15億4,500万円）

## 県民部

元年度の県民部予算の合計は122億6,577万1千円で、前年度比23.6%の増となっており、いくつかの新規大型事業が予算化されている。関係する主な事業及び主要施策は、次のとおりである。

△仮称・埼玉平和資料館建設（東松山市地内）  
元年度は、施設の調査と基本設計の実施

△仮称・県民芸術劇場の建設

演劇、音楽、舞踊等舞台活動を行うための専門的なホールと練習の場、情報収集機能を持つ施設を整備するもので、元年度は建設地（与野市内）の地質調査と基本設計等を実施

△仮称・県民活動総合センターの建設

建設地は伊奈町で、元年度は建設第2期（元

年度～2年度継続事業)の1年次分として4億3,993万8千円を計上、アリーナ棟、宿泊棟等の建設に着手する。

#### △中川水系総合調査

中川水系の総合調査書刊行のための資料調査、収集及び関係地の航空写真撮影委託等。

#### △仮称・生活科学センター基本計画の策定

#### △交通安全対策

1億5,906万円を計上、交通マナーの高揚、交通事故防止特別対策、道路照明灯設置、放置自転車解消対策等に係る市町村事業への助成

## 環 境 部

大気・水質の保全と自然保護並びに消防防災が主な所掌業務で、元年度予算は100億3,589万9千円が計上された。関係する主な事業

#### △地盤沈下観測井整備

4,033万4千円の予算で、羽生市内に観測井2本(250mと100m)、三芳町地内に観測井1本(200m)、川口市地内の既存観測所の改修を行う。

#### △クリーン・リサイクルの推進

4,071万6千円の予算で、クリーン・リサイクル県民運動を推進する一方、モデル市町村に対し補助

#### △浄化槽指導体制の強化

浄化槽の維持管理指導、法定検査受検の推進、浄化槽相談員制度を新設

#### △産業廃棄物監視指導

不法投棄等の防止対策として重点監視パトロ

ールの強化、ヘリコプターによる監視等で監視並びに指導の強化を図る。

#### △広域廃棄物埋立事業の推進

寄居町三ヶ山処分場の未買収地の確保、処分場施設工事並びに管理に8億5,926万9千円が計上された。

#### △自然学習センター(仮称)の建設

北本市地内に設置の自然観察公園内に建設が計画され、元年度は基本設計に着手。

#### △県営射撃場の建設

長瀬町地内に計画、元年度予算に2億8,909万3千円を計上、用地造成を行う。

#### △自然公園等施設整備

3,836万円を計上、赤沢吊橋の整備、国立公園登山道の補修、自然公園標識の更新等を行う。

#### △美の山公園再整備事業

7,021万5千円を計上、広場の整備を行う。

#### △防災基地整備

越谷市地内に防災基地を建設するために1億7,365万円を計上した。

#### △大規模地震対策計画の策定

南関東地域直下地震、相模トラフ沿い地震の2つを想定、元年度～2年度にわたり地盤関係データ等の収集、建築物等の被害予測、諸データ補完システムの開発等を行う。

## 生 活 福 祉 部

#### △老人大学校専用校舎整備

東松山学園21番教室の改修、学生用給湯所新設工事に1,668万6千円を計上

#### △特別養護老人ホーム整備助成

国庫補助対象7カ所、公益対象3カ所のほか、スプリンクラー整備20ヶ所に対する助成費として15億961万円を計上

#### △(仮称)障害福祉会館建設

浦和市大原3丁目地内に建設、建物規模RC造2階建、延べ8,000m<sup>2</sup>の2年次分として33億6,874万1千円を計上

#### △こどもの国基本構想調査

21世紀に向けた児童健全育成の拠点となる大規模広域型施設を整備するための基本調査費300万円を計上

## 衛 生 部

#### △第3血液センター(仮称)建設調査

100万円を計上、建設地の選定等を行う。

#### △(仮称)精神医療総合センター建設

伊奈町小室地内に建設、建物規模RC造3階建、延べ9,400m<sup>2</sup>、2年継続の2年次分26億8,798万5千円を計上

#### △衛生短期大学施設整備

(仮) 大学会館建設の基本・実施設計費として2,296万円、既存校舎機械設備改修費に2,705万3千円を計上。大学会館設計画によると、建物規模RC造3階建、延床面積1,720m<sup>2</sup>、平成元年～2年度の継続事業で総事業費約6億2,300万円。

## 商 工 部

#### △研究開発型企業支援施設

地域産業高度化を促進するための研究開発型企業支援施設整備を行う。前年度に続いて元年度は基本計画の策定、土地利用の調整、2年度に実施計画の策定、3年度に着工、4年度完成を目指す。

#### △ミニ工業団地整備促進事業

238万4千円を計上、事業計画の2町を対象に計画策定費等の補助を行う。

#### △設備近代化資金貸付

公害防止設備を対象に資金の貸付を行う。

元年度に10億5千万円を計上した。貸付期間は5年以内、限度額は貸付対象経費の50%以内(50万円以上3,000万円以下)、貸付利率は無利子。

## 農林部

農林部の元年度一般会計予算は483億1,596万8千円で、前年度当初比5%の増である。そのうち、林務課が所管の予算は81億6,151万6千円(伸び率5.6%)、耕地課の予算は195億2,938万円(同16.3%)である。主な事業並びに主要施設は、下記のとおりである(カッコ内数字は当該事業予算額で単位・千円)。

#### △リゾート地域農林業振興特別対策事業

秩父リゾート地域の整備に伴い、地域農林業の体制を整備、地域の特色を生かした広域的ネットワーク化とともに、大規模オーナー農園、農産物加工施設等の拠点施設を整備する。

#### △県南地区卸売市場整備促進事業

埼玉県卸売市場整備計画に基づき整備する県

南卸売市場(浦和、与野、蕨、戸田の4市建設検討委員会)に対し、平成元年度実施の基本調査費について助成する。

△浦和総合流通センター(総合卸売市場)計画は、浦和市新開及び道場地内に立地、用地は19.8ha、総事業費約336億円、建設工期は平成元年度~5年度、入場者は卸売業・仲卸売業者96社、関連100店舗が見込まれる。

#### △21世紀の森整備事業(79,720)

自然観察路延長5km及び電力線引込み延長6km

#### △林道開設(1,275,650)

公共13路線延長14km、県単14路線延長7km

#### △既設林道改良(972,368)

改良=公共3路線、県単48路線の延長6km、舗装=54路線延長25km、林道防災対策=12路線延長1km

#### △林業地域総合整備(816,290)

林道開設9路線5km、改良3路線1km、舗装2路線2km

#### △治山事業(2,244,433)

復旧治山、予防治山、地すべり防止、水源地域緊急整備等10事業のほか荒廃現況調査

#### △県民の森整備(54,654)

歩道新設1,280m、休憩所1棟、便所1棟、標識改築28基

#### △県営かんがい排水事業(2,822,780)

基幹的用排水施設の新設又改良、継続10地区で用水路2,100m、末端管水路120ha、貯水池工2ヶ所、排水機場3ヶ所他。

#### △県営農道整備事業(47,700)

広域農道1地区、表層工101m、一般農道1地区表層工1,644m

#### △県営は場整備事業(3,887,000)

農地の集団化、汎用耕地化を図る、継続25地区、区画整理面積476ha、新規2地区、排水機場2ヶ所

#### △県営干拓地等農地整備事業(530,000)

クリーク等の沼地の埋立及び区画整理対象2地区16.3ha、排水路1,830m。

#### △農村基盤総合整備パイロット事業(227,690)

モデル農業団地育成対策の一環として、生産基盤、生活環境施設の整備を図る。継続1地区、水路8,630m

#### △県営畑地帯総合土地改良事業(1,197,800)

畑地帯の農道、用排水路を区画整理と一体的に整備する。継続6地区、農道1,500m、排水路2,000m、区画整理116ha。

#### △県営ため池等整備事業(246,980)

老朽化したため池等用排水施設の整備、継続2地区、トンネル工200m、堤体一式、新規2地区、余水吐、洪水吐各一式

#### △県営地盤沈下対策事業(1,190,000)

地盤の沈下により機能の低下した施設等の新設、改修を行う。1地区、用水路80km。

#### △県営水田農業確立排水対策特別事業(502,100)

基幹排水施設の新設又は改修を行い、耕地の汎用化を図る。継続8地区、排水路1,550m、

排水機場4ヶ所。新規1地区。

県営湛水防除事業（514,736）

湛水被害の著しくなった地域の機能回復のための施設整備、継続1地区、排水機場1ヶ所、新規2地区、全体設計、排水機場1ヶ所。

△見沼用水合理化関連受託事業（281,790）

見沼土地改良区からの受託、継続5地区、用水路2,050m

△団体営土地改良事業（3,113,466）

県営事業の対象外の中規模の土地基盤整備事業で、かんがい排水事業10地区、農道整備57地区、土地改良37地区、ため池等2地区。

△県営単独土地改良事業（1,578,932）

国庫補助対象外の小規模事業で、土地改良、かんがい排水事業等317地区。

△緑のヘルシーロード整備事業（602,066）

見沼代用水路整備の一環として、堤塘をサイクリング道路として整備する。延長28.7km

△水と緑のプロムナード21整備事業（52,100）

見沼代用水沿線を緑とヘルシーロード整備と併せレクリエーションエリアの形成を図る。花木の植栽、水辺公園の整備、遊歩道の整備を行う。

## 労 働 部

△ゆとり創造促進事業（24,989）

国の策定した「労働時間短縮推進計画」に基づき、労働時間の短縮を総合的、計画的に促進し、ゆとりある生活の実現を図るために①各種啓発活動及び指導②産業別で労使間の合意形成

を促進するため「産業別労働時間問題懇談会」を設置する。この懇談会は労使、学識経験者、行政の計16人で構成、年2回程度開き、問題点、今後の方向付け等の意見交換を行う。元年度は運輸、通信業関係、2年度は建設業の予定である。

△勤労者応急生活資金貸付事業（187,790）

勤労者が病気、事故等により応急的に必要な生活資金の融資を行う。貸付限度額100万円、利率・年5.2%、貸付期間5年以内

△労働福祉施設整備（166,559）

労働会館、福祉センター、勤労青少年ホーム等の特別整備・補修

△人材開発対策（14,166）

埼玉人材銀行の運営、相談員の配置

△中高年齢者雇用促進対策（106,358）

雇用促進のための指導援助、職場適応訓練の実施等

△外国人の就労問題相談費（4,336）

外国人の就労問題に関する相談、企業に対する啓発指導

△川口高等技術専門校建設調査設計費

（25,250）

地質調査及び設計委託。建設計画によると平成2年度に現在校舎の取り壊しを行い、建築工事に着手、平成3年4月開校。同校完成後は、新たに情報処理科、冷凍空調科、ビル管理科、情報ビジネス科が加わる。

## 土 木 部

一般会計予算は1,548億1,308万4千円で、前年度当初比11.3%の増である。この予算には、国道140号バイパス（花園～熊谷）、同254号川島バイパスの4車線化、太郎右衛門橋（川越栄橋線）の新規着工、都幾川上流に新規に大野ダムが計画され実施計画調査に入るなど、前年度を上回る事業量が確保された。以下主な事業、施策を記述する（カッコ内数字は当該事業予算額で単位・千円）

△道路改良（10,006,500）

幅員狭小、急曲等の箇所の改良で、所沢入間線ほか130路線215ヶ所。

△同（公共）（9,233,000）

国道、主要県道の拡幅及びバイパスの建設15路線23ヶ所。

△特殊改良一種（1,445,000）

局部的な線形不良等の改良で16路線18ヶ所。

△道路舗装新設（2,186,000）

改良済区間の舗装で、45路線53ヶ所。

△橋梁整備（5,516,000）

老朽橋、幅員狭小等の架換え、木橋等の永久橋への架換え、62橋、うち元年度18橋が完成。

△道路改築（6,578,800）

大宮上福岡所沢線ほか49路線、61ヶ所。

△交通安全対策（1,263,000）

踏切除却で針ヶ谷岡線ほか1路線の2ヶ所、交通渋滞解消、交差点改良で、22路線の27ヶ所。

△舗装道維持修繕（7,247,000）

指定修繕288ヶ所、延長106.7km、通常修繕

は応急修繕で2,937.4 km、舗装補修（公共）国道407号狭山市地内ほか14ヶ所。

△道路環境整備（1,921,000）

側溝整備は147ヶ所の22.4 km、道路緑化は26ヶ所の5.4 km、その他路面清掃、ガードレール清掃、側溝清掃、雑草刈払い、植樹帯の維持管理。

△災害防除（646,385）

落石防護、法面保護など42ヶ所

△橋梁維持修繕（1,210,500）

落橋防止、床版補強、再塗装その他一般修繕  
90橋

△道路台帳整備（370,000）

境界測量の実施と工事に伴う道路台帳の補正を行う。

△「道の日」記念行事（1,140）

8月10日と定められている「道の日」のPR活動及び記念行事の実施

△河川修繕（72,000）

河川機能の改善で5河川の護岸550 m、浚渫10,200 m<sup>3</sup>を実施

△中小河川改修（4,088,000）

1級河川のうち比較的流域規模の大きな河川の改修で8河川の河道改修890 m、橋梁11橋のほか関連用地取得

△小規模河川改修（517,000）

対象11河川の河道改修335 m、橋梁3橋のほか関連用地取得

△河川局部改良（332,300）

局部的な改修で21河川の河道改修743 m、橋

梁2橋のほか関連用地取得

△激特緊急事業（2,575,000）

激甚被害地域の復旧防災で新方川、鴨川を継続（61年度から平成2年度）実施

△河川改修（2,570,000）

おおむね国道16号以北を対象に46河川の河道改修8,690 m、橋梁2橋他。

△住宅地関連公共施設（河川）整備

（6,414,480）

住宅、宅地開発に関連の河川整備で対象7ヶ所、河道改修4,105 m、調節池掘削他。

△都市河川改修（6,250,000）

おおむね国道16号以南の河川で対象32河川、河道改修8,705 m他。

△都市河川治水緑地事業（2,605,000）

洪水時対策遊水池整備対象8ヶ所の用地取得及びレイクタウン整備で対象は新河岸川（富士見市地区）と中川・綾瀬川（越谷市地区）

△多目的遊水池整備（1,880,000）

公園、住宅、団地等の都市施設と併せ実施。

△総合治水対策特定河川事業（7,403,000）

新河岸川ほか14河川の河道改修4,000 m、9橋（うち鉄道橋1）他

△流域貯留浸透事業（44,400）

雨水の流域抑制を目的に草加市谷塚団地、所沢商業、春日部工業2校で実施

△河川維持修繕（1,302,500）

雑草刈払い、ゴミ除却、浚渫、転落防止柵等

△地盤沈下対策河川事業（1,724,000）

地盤沈下の著しい地域の内水排除を目的とし

た排水機場、放水路の建設、排水ポンプ増設2ヶ所（鴨川、大場川下流）と辰井川排水機場建設。

△河川環境整備（739,000）

河川環境を整備し、正常な河川機能を確保するための浚渫、河道整備及び親水性護岸の創設（魚類棲息施設等）、霞川の入間市ほか4ヶ所で実施。

△土木災害復旧（103,882）

62・63年度発生災害箇所の復旧

△ダム建設（7,191,400）

合角ダム関連用地買収と付替道路、土捨場工事、権現堂調節池の川妻給排水機場工事と護岸工事、大野ダム（都幾川上流に計画）の地質調査等を実施。

△砂防施設（3,086,000）

流路工、護岸工、床固工、ダム工など132ヶ所。

△地すべり、急傾斜地崩壊対策事業

（324,200）

集水ボーリング、水路工等6ヶ所、擁壁工、法棒工、水路工等11ヶ所。

## 住 宅 都 市 部

一般会計予算は、822億1,374万2千円で、前年度当初比11.1%の増。特別会計では、吉見総合運動公園及び荒川大麻生公園ゴルフ場の整備、維持管理に係る県民ゴルフ場事業会計が14億2,823万6千円（前年度比8.9%増）、平成元年度から着手の市野川流域を含む7流域下

水道の建設等を行う流域下水道事業会計は、521億685万8千円（同2.1%増）、県営住宅19,223戸等の維持管理を行う県営住宅管理事業会計は、77億850万8千円（同21.5%増）で、合計額は1,434億5,734万4千円である。

新規事業を各課別に拾いあげると、都市計画課では、地下利用計画策定、多極分散型都市整備計画策定、大規模道路沿線地域土地利用計画調査がある。公園緑地課では、（仮）スポーツ文化公園公式ラグビー場スタンドの建設、県営野球場の建設調査、大宮公園事務所の移転新築等。建築指導課では、景観形成基本計画策定、市街地整備方策調査、複合空間基盤施設整備等。住宅管理課では、伊奈モデルタウン建築誘導事業、第6期住宅建設5ヶ年計画策定——などがある。

以下、主として工事に係る主な事業は、次のとおりである。（カッコ内数字は当該事業予算額、単位・千円）

△街路整備（5,325,700）=50路線 △緊急地方道（街路）整備（4,473,100）=24路線  
△街路改良（6,524,500）=14路線 △街路舗装（60,000）=浦和流山線（草加市地内）  
△立体交差築造（732,000）=3路線、△鉄道高架事業（3,810,000）=東武伊勢崎線（草加市・越谷市）△住宅宅地関連街路事業（542,000）=2路線、△公園等施設整備（1,534,692）=県営公園、緑道及びサイクリングコースの整備等で22公園他、△大宮公園双輪場メインスタンド改修（1,745,731）=2年継続の終年次分、

△（仮）スポーツ文化公園整備（619,800）=広場、周辺道路、植栽他、△（仮）スポーツ文化公園公式ラグビー場スタンド建設（1,055,158）=2年継続の初年次分、△（仮）秩父ミューズパーク建設（1,322,230）=修景施設、野外劇場、小音楽堂等、△（仮）加須はなさき公園建設（703,800）=敷地造成工事、△北本自然観察公園建設（52,030）=駐車場、便所及び広場工事、△県営野球場建設調査設計（148,000）=大宮公園硬式野球場の改築の基本・実施設計△大宮公園事務所建設（180,898）=野球場建設に伴う移転新築で2年継続の初年次分（総事業費275,221）△新規計画公園調査（15,100）=（仮）権現堂公園の測量調査、吉川公園基本計画策定、△（仮）所沢航空記念館建設（79,800）=基本設計及び実施設計、△公園施設整備（国庫補助事業・2,232,200）=大宮公園ほか11公園の施設整備。

△芝川都市下水路整備（748,500）=芝川流域雨水排除（上尾市からの受託事業）△砂川堀都市下水路整備（37,000）=国庫補助対象外工事、△同（1,150,000）=国庫補助

△監視区域詳細調査（126,440）=監視区域内の土地取引状況、地価動向調査、△宅地需給等実態調査（11,500）=低廉で良質な宅地供給を図るためにの調査、△住宅建設資金融資事業（8,265,413）=住宅の新築、増築、購入資金の貸付けで、新築等680戸分、賃貸用共同住宅50戸分他、△公営住宅用地取得（9,107,990）=県営住宅用地取得、△63年度公営住宅建設

（5,767,253）=中層623戸の2年継続の終年次分、△平成元年度公営住宅建設（1,774,257）=中層607戸建設の2年継続の初年次分、△既設公営住宅改善（63年度着工227,791）=122戸の終年次分、△同（元年度分147,268）=138戸の2年継続初年次分、△流域下水道整備（1,030,450）=国庫補助対象外の工事等、△荒川左岸南部流域下水道（8,440,000）=4年次分、△同北部流域下水道（860,500）=4年次分、△同右岸流域下水道（8,100,000）=4年次分、△中川流域下水道（12,949,000）=4年次分、△吉利根川流域下水道（560,000）=4年次分、△荒川上流流域下水道（512,000）=川本町ほか2町の4年次分、△市野川流域下水道（184,000）=滑川町ほか1町の4年継続の初年次分、△住宅宅地関連流域下水道整備（1,308,000）=中川流域の中央幹線・中川幹線（住・都公団関連工事）

## 警察本部

警察予算は807億3,266万4千円で、うち関係の庁舎等施設費は46億9,064万2千円で、そのうち工事費は27億5,133万5千円である。また、交通安全対策等の活動費は98億6,728万6千円・そのうち工事関係費は47億7,432万3千円である。主な事業は、次のとおり（カッコ内数字は当該事業予算額、単位・千円）。

△浦和警察署庁舎建設（667,401）=3年継続の終年次分 △加須警察署庁舎増築（341,497）=2年継続の終年次分、△川口警察署庁舎建設

(743,177)=3年継続の2年次分(着工)  
△深谷警察署庁舎改築(41,214)=調査・設計、  
△(仮)埼玉県警察機動センター建設(379,544)  
=着工 △警察官待機宿舎整備(266,774)=  
新築1棟12戸、整備4ヶ所、一元年度債務負担  
行為で新築1棟12戸を建設する。△派出所、駐  
在所整備(236,363)=新築、改築6ヶ所、△  
交通安全施設整備(4,870,536)=信号機、標  
識等、△交通安全施設維持管理(1,090,899)

## 教 育 局

県教育委員会が所管する予算の合計は3,705億1,123万4千円で、前年度に比べ4.9%の増である。そのうち校舎等施設整備を行う財務課の予算は3,361億6,392万9千円で、前年度比4.4%の増である。主な事業としては、秩父郡大滝村に建設の(仮)在学青年セミナーハウスの着工、既設学校校舎で地盤沈下の著しい18校のうちの8校で対策工事を実施するほか、(仮)騎西養護学校の建設、大里村に計画の(仮)埋蔵文化センターの建設などがある。なお、主な事業は、次のとおりである(カッコ内数字は当該事業予算額、単位・千円)。

△学校緑化(20,000)=11校、△鉄筋校舎改修(屋上防水、窓枠改修、外壁塗装・857,401)=浦和一女、行田女子、川口工業、小鹿野、上尾、寄居、戸田、狭山の8高校 △体育館改修(341,453)=与野、行田工業の2高校 △グランド整備(396,820)=改良工事、秩父、飯能、蕨、春日部工業、児玉農工、北本の6高校、

防塵工事、浦和、朝霞、白岡、庄和の4高校  
△地盤沈下対策(414,880)=越谷北、大宮東、  
川口青陵、岩槻養護4校のはか春日部東、岩槻  
北陵、宮代の各高校及び春日部養護学校はガス  
管の改修、△県立高校等石綿(アスベスト)対  
策(102,065)△熊谷養護学校改修(138,727)、  
△寄宿舎スプリンクラー設置(265,535)=盲、  
ろう、養護の5校、△東松山青年の家改修  
(50,852) △農業教育センター実験実習棟建  
設(102,109)=S造平家建405平方m △  
(仮)在学青年セミナーハウス建設(345,905)  
=施設調査設計、進入路築造工事 △県立学校  
冷房設備(183,634)=高校76校、特殊教育学  
校13校 △高校格技場建設(449,694)=63年  
度着工分(行田女子、秩父東、不動岡女子、常  
盤女子、羽生の5高校)、元年度着工分、熊谷  
女子高校1校 △実習棟建設(594,245)=杉  
戸農業高校(RC造2F延906m<sup>2</sup>)、熊谷商業  
高校(RC造2F延588m<sup>2</sup>)、皆野高校(RC  
造3F延1,065m<sup>2</sup>) △宿泊学習施設建設  
(356,016)=和光国際、久喜北陽の2校 △  
高校プール建設(317,238)=63年度着工分  
(大井、三郷北の2高校) △グランド照明施設  
設置(62,014)=6校、△大井高校第2体育  
館建設(213,965)=2年継続の終年次分 △  
鳩ヶ谷高校外構工事(85,492)、△大宮中央高  
校単位制校舎建設(24,203)=調査・設計、  
△宮代養護学校体育館建設(153,355)=3年  
継続の2年次分 △(仮)騎西養護学校建設  
(1,105,957)=2年継続の初年次分で校舎棟

工事 △越谷養護学校体育館建設(174,579)  
△狭山養護学校体育館・プール建設(241,792)  
=2階プールの重層建築 △養護学校プール建  
設(201,312)=行田、浦和2校、△(仮)埋  
蔵文化センター建設(616,937)=2年継続の  
終年次分でRC造平屋建3,194m<sup>2</sup>の建築工事  
△県立久喜図書館収蔵庫増築(168,955)=R  
C造3階建769m<sup>2</sup>、△県立熊谷図書館集会室整  
備(39,554)=1階ホールに90m<sup>2</sup>を設置。

△入間青年の家体育館建設(104,232)=2  
年継続の終年次分でS造平屋850m<sup>2</sup>の工事 △  
県立民俗文化センター収蔵庫増築(235,375)  
=RC造2階建800m<sup>2</sup>の建築工事。

## 企 業 局

県公営企業会計元年度予算は、資本的支出ベ  
ースで717億6,741万1千円で、前年度に比べ  
9.7%の増である。新規着手事業では、秩父地  
区宅地(工業団地)造成事業、吉川・松伏地区  
宅地(工業団地)造成事業及び幸手第2地区宅  
地(工業団地)造成事業のほか、レクリエーシ  
ョン施設事業で上里地区ゴルフ場建設がある。  
新規計画ものとして広域第2水道区域に寄居、  
小川、江南、川本、花園の5町及び日高、毛呂  
山、越生の3町が新たに拡大給水区域として加  
わる。また、浦山、滝沢各ダムの発電所計画と  
大里村地先の荒川右岸河川敷利用の大里ゴルフ  
場建設計画などがある。

なお、元年度予算に盛られた主要事業の概要  
は、次のとおりである(カッコ内数字は当該事

業予算額、単位・千円)

△新規発電所建設調査(38,810)=浦山ダム、  
滝沢ダム △広域第1水道用水供給施設建設  
(27,326,115)=新三郷浄水場施設工事、送  
水施設工事 △広域第2水道用水供給施設建設  
(3,086,500)=送水施設工事 △伊奈北部  
宅地造成(109,627)=整地工事(住宅都市部  
へ委託)、△川里工業団地造成(338,925)=  
継続終年次分、道路築造、公園整備、△大利根  
工業団地造成(2,654,304)=継続終年次分、  
道路築造、公園整備、整地工事、△川本工業団  
地造成(2,405,147)=5年継続4年次分、道  
路築造、公園緑地整備、調整池築造、整地工事、  
△羽生工業団地造成(1,835,107)=5年継続  
4年次分、道路築造、公園緑地整備、水路築造、  
調節池築造、整地工事、△嵐山工業団地造成  
(4,427,030)=7年継続3年次分、調整池築  
造、整地工事、用地買収、△吉川・松伏工業団  
地造成(4,643,700)=6年継続2年次分、用  
地買収、調査・設計 △幸手第2工業団地造成  
(2,122,333)=5年継続2年次分、用地買収、  
取付道路築造 △秩父工業団地造成(2,057,569)  
=6年継続初年次分、用地買収、調査・設計、  
△上里ゴルフ場造成(1,315,103)=2年継続  
初年次分、用地買収、コース造成、クラブハウ  
ス建築工事。

## 県の組織改正について

県は、平成元年度における行政の新たな展開  
に対し、適切に対応するために組織の一部改正  
を行った。改廃課所は、次のとおりである。

### 本庁関係

△精神医療センター準備室(衛生部)の廃止。  
△テクノグリーン構想推進室の設置(商工部)。  
△産業文化センター建設準備室(商工部)の  
廃止。

### 出先機関

△秩父公園建設事務所の設置  
秩父市下影森1002-1(秩父土木事務所  
庁舎と同一敷地内)  
△精神保健総合センター準備事務所の設置  
△桶川農業改良普及所を閉鎖し、浦和農業改  
良普及所に統合。

## 県人事異動

4月1日付

— 関係抜粋 (部局長、本庁課長、出先所長)  
公営企業管理者下崎忠一郎、知事室長杉田高  
次、企画財政部長朝日信夫、総務部長小林昭夫、  
県民部長小室大、環境部長大沢昌次、生活福祉  
部長山内宏二、商工部長伊藤祐一郎、農林部長  
船越昭吾、労働部長羽倉信晴、土木部長宮田浩  
邇、住宅都市部長中村泰明。《土木部》 建設  
管理監査竹正義、主席工事検査員長谷部豊三、  
土木総務課長中居武夫、用地課長村尾和秀、道  
路維持課長三沢邁策、河川課長青木東雄、建設

管理課長岡部進、《住宅都市部》 技監藤村光  
男、参事西建吾、副参事松島武、下水道課長田  
山和夫、土地行政課長梅村馨、建築指導課主席  
工事検査員関根一麿、住宅管理課長酒井清、住  
宅建設課長大河原光行、《農林部》 林務課長  
野沢重雄、《労働部》 労政福祉課長宮崎東、  
職業能力開発課長田中穂。

浦和土木事務所長森田節夫、川越土木事務所  
長松永喜芳、秩父土木事務所長小岩井実、熊谷  
土木事務所長熊倉実、越谷土木事務所長関根弘、  
東松山土木事務所長石原喜昭、本庄土木事務所  
長松田憲一、行田土木事務所長倉上欣也、杉戸  
土木事務所長相馬武男、権現堂調節池建設事務  
所長村井永次、合角ダム建設事務所長三ツ井次  
男、大宮公園事務所長笠原邦夫、同上尾支所長  
山村秀樹、鉄道高架建設事務所長田中茂、秩父  
公園建設事務所長河野薰、荒川左岸南部下水道  
事務所長前田憲郎、荒川右岸下水道事務所長鶴  
来秀雄、中川下水道事務所長長谷川昌夫、宮崎  
工事事務所長野口幸良。秩父農林振興センター  
所長谷田部宏一、川越土地改良事務所長大山俊  
彦、春日部土地改良事務所長月館養三、中川水  
系農業水利事務所長細田吉久、企業局長小峰俊  
三、技監兼水道部長井上尚久、主席工事検査員  
浅見太吉、水道建設課長綿引弘道、レクリエー  
ション施設事業推進室長大久保勝次、土地開発  
第二課長島本勉、第二水道建設事務所長尾山政  
秋、南部土地開発事務所長桑名献郎、北部土地  
開発事務所長横山幸一。

## 改訂素案に見る――

# 元請・下請関係合理化指導要綱骨子

## 元・下請関係の新しいルールづくりへ

建設省の「元請・下請関係改善研究会（座長・内田俊一建設省建設経済局建設業課構造改善対策官）」は、元請・下請関係合理化指導要綱の改訂作業を進めてきたが、このほどその骨子を明かにした。同研究会ではこれをもとにさらに検討を重ね成案、元年度中に新しい指導要綱の制定に途を拓くことになる。

建設省が元請・下請関係合理化指導要綱（昭和53年11月制定）改訂の狙いは、中建審第3次答申の趣旨を受け、元請・下請間に對等な経済主体としてのパートナーシップを確立するとともに、双方が機能的に補完し合う合理的な分業関係を確立し、効率的な建設生産システムの構築等を図るための所要の措置と、技術と経営に優れた建設業者を育成するためのいわば指導指針とするものである。

このたびの新指導要綱骨子（素案）は、①適正な施工体制の確立②新しいパートナーシップの形成③技術と経営の向上④遵守のための体制づくり——を柱としてまとめられた。

### 適正な施工体制の確立

(1) 技術者の専任制の確保で、これには工事現場に的確な技術者の配置、専任制の徹底を図る。これには、専任の主任技術者等は当該請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ることとすると同時に、主任技術者等技術者

の養成・確保の促進が望まれるとしている。一方、発注者が技術者の専任状況チェックの徹底が重要と、チェックの方法が論議された。

(2) 適正な施工形態の確保では、一括下請の禁止を求める、一括下請は発注者の承諾が得られる場合でも極力避けるものとする。また、重層下請の禁止も出て、その検討が求められている。

(3) 下請台帳の整備については、総元請は的確に下請施工形態を把握し、その確保を図るために、下請台帳を整備することを求めている。現場ごとに下請施工体系図（数次の下請を含む）の掲示（下請業者名、技術者名等）。

(4) 優良な企業の選定、工事を下請させる場合は、「技術と経営に優れた企業」を選定するものとする。これには企業評価基準を策定、その評価結果の受発注への連動を図ること。

### 新しいパートナーシップの形成

(1) 合理的な契約の締結、工事施工における企業間の請負契約は、対等な立場で契約を締結

する（片務性のは正）。工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款またはこれに準拠した下請契約書により下請契約を締結すること。工事の変更、追加の契約の締結についても適正に行うべきこと。

(2) 施工責任範囲が明確化。下請契約時における下請施工責任範囲の明示及びこれに相応する工期の設定、変更、追加の場合もその都度作業指示書等文書にその旨を明記し、下請の施工責任範囲を明示するものとすること。

(3) 価格決定のルール化。これには、下請価格は契約内容（施工責任範囲）達成の対価であるとの認識の下に価格決定を行うべきこと。下請価格は、見積、協議、決定の手順によるべきこと。見積及び価格決定に際して留意すべき事項として、工事費と諸経費の区分、工事の難易度、施工条件等を価格に適正に反映させること。消費税の適正な転嫁を行うこと。

(4) 元請の代金支払等の適正化に関しては、現行の要綱第5及び次号に定める事項を遵守すること。前払金の支払を受けたときは、下請に対しても、資材の購入、労働者の募集その他工事に着手に必要な費用を前払金として、支払うものとすること。

### 技術と経営の向上

技術と経営に優れた企業づくりにおいては、企業基盤の脆弱な企業にあっては、自ら組織の整備、経営管理能力の強化、生産性の向上、雇用管理の向上、人材の確保及び受注の平準化努

力等企業基盤の整備、強化を図るよう自効努力するものとすること。

特に人材の確保・養成については、若年建設従事者の入職促進・定着を図るため、直用化の促進、月給制の拡大、職能給の導入、時短、休日の確保（週休2日制）、作業環境の整備等を図って労働条件の向上に資すること。一方、教育訓練の充実を図るため、企業内訓練、共同訓練等をもって対処すること。

#### 遵守のための体制づくり

(1) 行政の役割として、当指針の遵守、実行のための方策の検討、確立、発注者へのアプローチ等を行うべきこととして、国、都道府県に求めている。

(2) 業界団体の役割として、会員指導体制の整備（事務局の強化）、業界団体及び団体相互間での決定事項等を遵守させること。

(3) 元請の役割については、元請の責務を適切に履行し、下請への押し付けを禁止し、下請指導体制の整備すべきことをあげ、元請企業グループにおける元請・下請協議の場を設置すべきことなどをあげているが、2次以降の下請の指導のあり方が問題点として出ている。

(4) 発注者等のあり方、これについては、建設業の構造改善を図るために発注者、設計者の意向が重要なかわりをもっているので、発注に際しては、十分な配慮を図られたいこと。つまり、発注の平準化、業法への理解、優良企業への発注、適正価格、適正工期、適正な支払条件等をあげている。

## — “緑と水”を共同テーマに展開される — 県南5市まちづくり構想 —

県南5市（川口、戸田、草加、蕨、鳩ヶ谷）が、21世紀にかけ「緑と水の環」を共同テーマに昭和63年3月に策定の県南5市まちづくり構想・基本計画は、国の「ふるさとづくり特別対策事業」並びに「防災緑地緊急整備事業」2つの制度の活用をも加え、平成元年度から新たな動きとともに急展開することが期待されている。ここにその構想並びに基本計画をシンボルプロジェクトの中にその全体像を見ることにした。（W）

### シンボルプロジェクト

県内5市まちづくり構想には、次の5つのシンボルプロジェクトを掲げた。

#### 1. 首都大規模樹園公園の整備

川口市安行、神根地域における首都20km圏に残された貴重な緑地を保全、活用し、大型の公園を県と共同して早期建設を図る。

#### 2. ウォーターレジャーランドの建設

戸田市道満の大型河川敷を活用、急速に高まりをみせている水上レジャー指向に対応、大衆的ニーズに沿った各種施設を具備した大型人造湖を建設する。

#### 3. 新しいシステムの社会活動センターの整備

JR蕨貨物駅跡地利用計画として、ここに社会活動機能の導入を図り、高齢化社会、情報化社会に対応した地域的市民活動センターの建設を行う。

#### 4. ガーデンシティテロピアの建設

ニューメディアの活用により、広域的防災、医療その他市民サービスの連合一体化を図る中心施設として、鳩ヶ谷市に情報文化センターの建設を行う。

#### 5. リバーサイドパークの建設

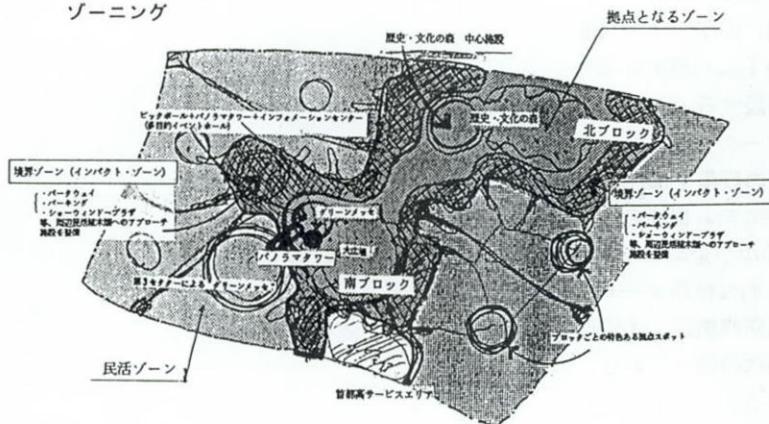
既に進められている綾瀬川と日光街道松並木を基本テーマとした事業をさらに推進し、教育、文化、レクリエーションの拠点づくりを行う。

以上がシンボルプロジェクトとする概念を述べたが、これから各プロジェクトを推進するための基本計画概念を述べることにする。

#### 首都大規模樹園公園

上述した5つのプロジェクトは、それぞれの空間特性、地域における社会特性に応じ、適宜適切な推進施策を講ずるものとしているが、このうち首都大規模樹園公園は代表シンボルプロジェクトとし、埼玉県の“顔”として豊かな緑

## ゾーニング



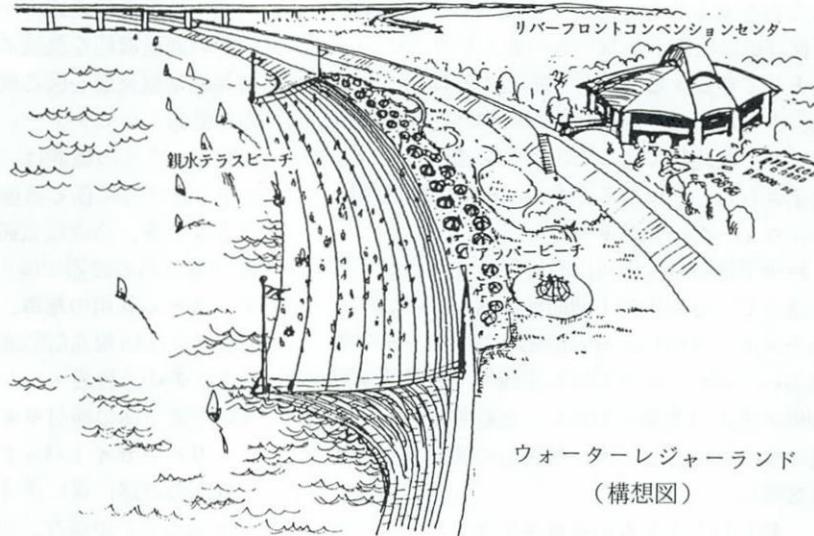
を介して、首都の外縁で最も美しく輝く地域を目指す“コロナゾーン”としての位置づけを行う。

公園として整備する区域は、川口市安行地内の首都高速道路と東京外郭環状道路のランプを結ぶ軸線を中心に周辺道路等を考慮した区域411haを候補地とする。

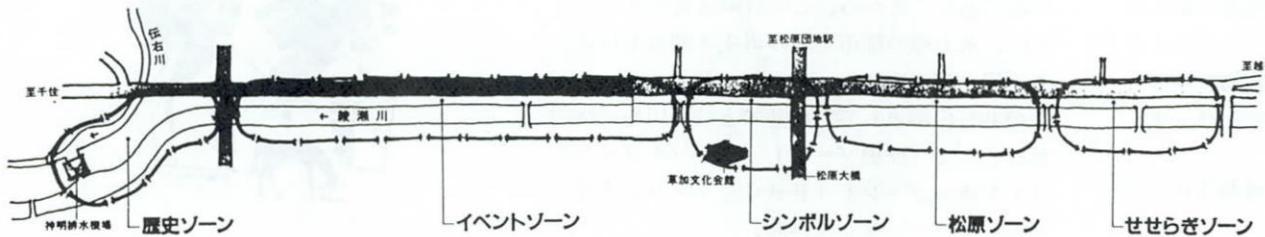
具体的には、次のゾーニングが考えられている。

即ち、首都大規模樹園公園としての特性を發揮できるよう、柔軟な整備方式の導入を前提に区域を公共が中心となって整備する公園の拠点的ゾーンと、植木生産農家の参加により植木産業を活かした整備を行う民活ゾーンの2つのゾーンに大別する。

整備の方針としては、公園全体の配置には、国際化、高齢化、情報化等将来の社会的な要請を考慮し、かつ大都市近郊の大規模緑地の保全、活用と地域の資産である伝統的な植木産業の継承及び時代の変化に対応した植木産業の新しい発展を通じて、多様な人々の交流の場を創出す



## ●ゾーニング図



## ●位置図



ることを基本的な方針として「安行植木伝統技術保存継承公園」的な内容の新しいタイプの公園として整備する。これを推進するに当たっては、さらに幅広く関係各分野の専門的知識を取り入れ、最終的には5市の首長会議の議を経て決定されることになる（ゾーニング構想図参照）。

#### ウォーターレジャーランド

戸田市道満の荒川河川敷で目下建設省が工事を進めている荒川第1調節池の活用を中心に、水上スポーツが行える人造湖・荒川ビーチの整備を行うほか、県の荒川左岸流域下水道終末処理場の広大な空間を利用し、景観整備を行い市民の憩いの場としての有効利用を図る（構想図等参照）。

#### 新しいシステムの社会活動センター（県南フォーラム）

JR蕨貨物駅跡地を駅前という立地性を活かした新しい社会活動センターとして、時代のニーズに即応した「消費センター」「リサイクル情報センター（リサイクル製品のショーウィンドー等を設置、リサイクル情報提供のモデル事業）」「高齢者社会活動センター（5市連合の高齢者事業センターを併設）」「婦人社会活動センター（教育・研修機能、職場情報機能を備えた施設で、県のモデル事業）」「テクスタイル・デザイン・コミュニティカレッジ（織物の蕨市を象徴する新しい文化施設）」等の複合的センターとして整備する。

#### ガーデンシティテレトピア（情報文化センター）

東京外郭環状道路の断面構成から光ファイバー等の通信機能を整備し活用、県南全体の高度情報網基盤整備を図る構想の下に、鳩ヶ谷市内に「情報文化センター」を建設する。

同センターの機能は、①データー通信、ビデオテックス等に係る各種端末の設備を操作することができ、高度電気通信システム機能の理解を図るための機器の展示、②中小企業等に対してシステム利用の指導、基幹的な情報サービスの提供、③情報通信関連技術研修施設、④管理・運営の中心施設——が構想にのぼっており、今後事業主体の検討をすすめる。

#### リバーサイドパーク

日本の道路百選に選ばれた日光街道松並木「草加松原」の保存、再生をテーマとして、綾瀬川右岸の「埼玉シンボルロード整備事業」計画に合わせ、綾瀬川左岸地域をも含め一帯的な都市軸を形成するリバーフロント事業として位置づけ、県東部圏、東京川の手圈と県南5市をリンクする新しい時代の都市活動の拠点とすることを基本に、次の施策展開を行う。

この事業の一つの柱である埼玉シンボルロード整備事業は、県において既に事業化し推進の段階にあることから、この計画を支援するとともに、水と緑の都市空間の再生と創造を目指し、この得た都市空間を、市民祭、散策、イベント等の共有の場として、松並木と綾瀬川を一帯的景観として「歴史ゾーン」「イベントゾーン」「シンボルゾーン」「せせらぎゾーン」を確保する。（ゾーニング図参照）



## みどりと健康の都市 本庄をめざして



本庄市長 織 茂 良 平

本市は都心から約80km、関東平野の北西部、埼玉県の最北端に位置しています。利根川中流域をはさんで群馬県伊勢崎市に隣り合っており上信越地方から埼玉県への玄関口になっています。

本市はかねてから「みどりと健康の都市」をキャッチフレーズに市民が快適な居住環境の中で、心身とも健やかに暮らせるまちづくりを進めてきました。

さて、本年は、元号も「平成」と改められ、新たなる飛躍が期待される年です。本市においても市制施行35周年を迎える記念事業として「みどりと健康フェア」等各種事業を実施し、「みどりと健康の都市本庄」を内外に強くアピールしたいと考えています。

また、各種プロジェクトを21世紀に向けて計画しています。

まず、本庄工業団地の建設です。本市には関越自動車道本庄児玉インターチェンジが設置されており、この周辺約50ヘクタールを「埼玉県テクノグリーン構想」により県企業局を事業主体として、開発しようとするものです。これに

より高度先端技術産業の集積が図られ、魅力ある就業機会が確保できるものと期待しています。

このためには、交通網の整備も必要になってきます。その大きなものとして、利根川にかかる坂東大橋のかけ替えと上越新幹線本庄駅の設置があげられます。坂東大橋については埼玉県と群馬県を結ぶ自動車交通の大動脈としてその役割を果たしてきましたが、時代とともに交通量の増大により、慢性的な渋滞に悩まされてきました。この解消を図るため、関係市町村を構成メンバーとして「坂東大橋かけ替え促進期成同盟会」を昭和56年に結成し、陳情等の運動を進めてきました。完成の暁には、真の意味で埼玉、群馬両県を結ぶ大

動脈としてその機能を果たしてくれるものと期待しています。

上越新幹線本庄駅の設置ですが、本市は上越新幹線熊谷駅と高崎駅の中間に位置し、さらに新駅用地として約5ヘクタールを用意できるという利点があります。この利点を生かし関係機関にはたらきかけていくために、平成元年度早々に「上越新幹線本庄駅設置促進期成同盟会」を発足させ、設立総会を開催する予定です。同盟会の構成メンバーとして、埼玉県内で12市町村、群馬県内で19市町村の同意を得、そ

本庄工業団地エリア図

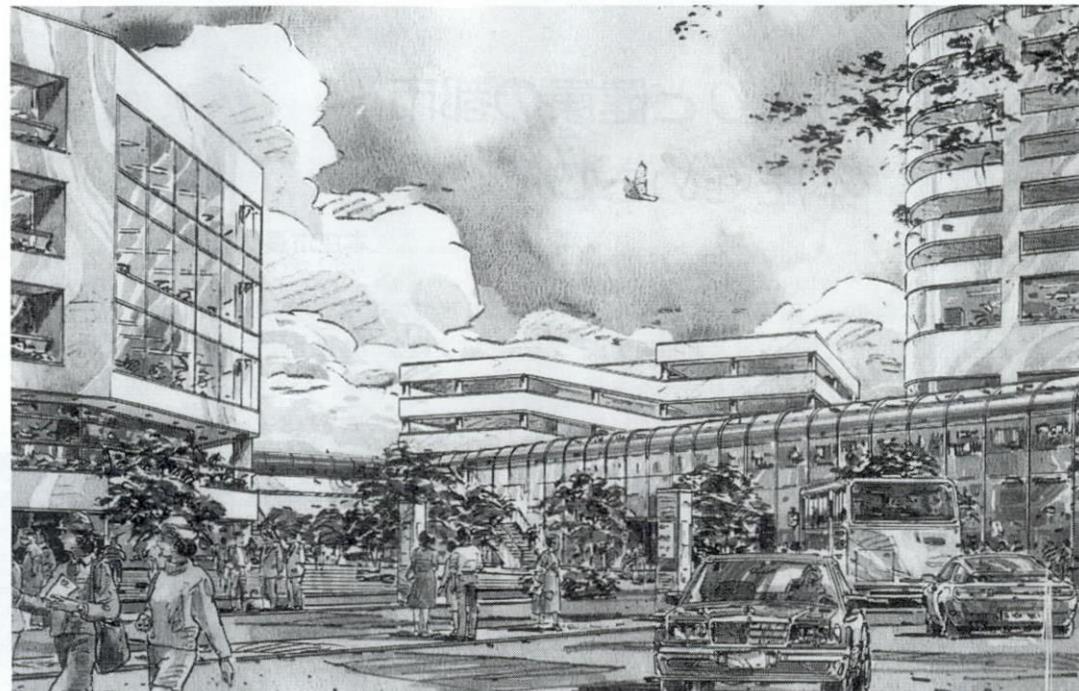


の設置に向けて運動を開始したいと思っております。この駅により東京都内まで1時間以内で結ばれることになり、人、物、情報の集積度はますます高まるものと期待されます。21世紀に相応しいまちづくりの核としてその実現が希求されます。

市域全体の発展を考えるとき、JR高崎線本庄駅北側の活性化を図ることは、必要不可欠のことです。かつてこの地域は市街地として発展してきたところですが、現在生活様式の変化等により、特に商店街において沈滞しているのが現状です。この活性化を図るためにその方策について検討を重ねてきましたが、再開発事業をはじめ、様々な手法が提案されています。

その中で最も急がれるものが市庁舎の移転及び建設です。現在の庁舎は昭和32年に建設されたもので、すでに老朽化し、円滑な行政運営に支障をきたしています。そこで昭和63年に「本庄市庁舎建設委員会」を発足させ、検討を進めてきました。このたび答申を得、本年度で設計の段階に入り、平成2年度で着工の運びとなります。建設位置については、JR高崎線本庄の北側で、かつて本庄城があったところとし、市及び市民のシンボルとなるような庁舎の建設をめざし、21世紀のまちづくりの核となるようにしたいと考えています。

これを進める中で現市庁舎跡地の利用についても考えなければなりません。その上で総合的にこの地域の活性化を図っていきたいと思います。しかし、この事業は市民のコンセンサスな



JR高崎線本庄駅北口周辺整備イメージ図

しには成功しません。「まちづくりはひとづくりから」といわれるよう、市民参加を得ながら事業の推進を図りたいと考えています。

21世紀の本庄は、だれもが暮らしやすいまち、暮らしてみたいまちにしたい、そのために全力を上げて各種施策に取り組みたいものです。



# 交通の拠点性を生かした まちづくりをめざして



三郷市長 木 津 三 郎

三郷市の名は、浦和、大宮、越谷などの各市に比べあまりなじみがない。それは歴史的にみて、宿場町でも、城下町でもなく、しかも東京都葛飾区や千葉県松戸、流山市と隣接し、埼玉県の最南東部に位置していることに起因していると思われる。

実際、この地域は、大河川に囲まれた陸の孤島として、東京近郊にもかかわらず都市開発から見離されてきた。

しかし、昭和60年代に入って大きな開発計画が浮上し、県内東部地域の拠点都市として位置付けられなければならない状況が生じたものである。

その計画として、次のものが掲げられる。

1. 外郭環状道路と首都高速、常磐自動車道の結節点である、昭和60年1月に供用開始された、東洋一のインターチェンジ周辺の開発計画

2. 武蔵野操車場の廃止が昭和61年11月に決定されたことに伴う、全国で最大面積の跡地利用計画

3. 昭和60年7月の運輸政策審議会において答申が出された常磐新線に伴う、沿線の住宅開

発を主目的とする整備計画

4. 市内を約8.3kmにわたって縦貫する外郭環状道路の側道部が平成3年に開通予定であり、それに伴う周辺開発構想

以上の開発要素を抱える三郷市は、首都20km圏に位置し、川崎、吉祥寺、川口、浦和、松戸、船橋などの各市と同位置にあるにもかかわらず、初めに述べたように知名度、交通の利便性などで大きく劣っている。

しかし、市の62%が未開発地域として残されており、他市にない高い開発ポテンシャルを有している。それに加えて、筑波学園都市、成田空港へ各々40kmと近く、インターナショナルな施設も誘致可能であり、国際化、情報化にも十分対応できる地理的条件をそなえていると言える。

したがって三郷市としては、これらの有利な条件を生かしたプロジェクトの構想作りに取り組んでいるが、以下先に述べた開発計画を順次紹介しておく。

その1のインターチェンジ周辺開発構想は、面積215haのうちほとんどが田畠として残され



三郷ニュータウン

ている。

土地利用構想としては、

- (1) 市内に点在する工場の集積または新規工場の誘致
- (2) 研究所、トラックターミナル、配送センターの移転用地の集約的配置
- (3) 卸売、業務施設、展示場
- (4) 流通加工センター、情報センター物流拠点としてのターミナルビルの誘致
- (5) レジャー施設の誘致

などがあり、それからの計画の実現が課題となっている。

その2の武蔵野操車場については、市の北部複合系拠点として開発構想を検討している。

そのフレームは、

- (1) 研究開発団地、民間研究機関、大学、政府

### 機関の誘致

- (2) 商業拠点として趣味、余暇用品、生活備品の大規模な展示、販売
- (3) 住宅拠点として高級住宅街の形成などであり、武藏野操車場跡地を中心に周辺開発を含めて約 650 ha の大開発ビジョンである。

その 3 の常磐新線については、三郷市民の熱望によってすでに駅の設置が約束されている。鉄道が供用開始されると東京駅まで 30 分、筑波学園都市まで 30 分で結ばれることになるため市の中心核として

- (1) 商業・業務機能
  - (2) 文化・情報機能
  - (3) 都市型居住機能
- などが計画されている。

武藏野操車場跡地



最後の市内を南北方向に貫通する外郭環状道路は、幅員 62 m という大規模なもので、市の南部地区に少なからぬインパクトを与えることが予想される。この道路と常磐新線の新駅は、市の中央部で接近するが、その条件を利用して、道路と鉄道を一体化した前例のないユニークな土地利用構想を企画している。

いずれにしても、三郷市の街並みは今後十年のうちに大きく変貌し、首都圏有数の計画的な住みよいまちに変わって行くことと思われる。



三郷インターチェンジ



研修会——(テーマ)——

## 消費税の対応に関する主な留意事項

当建産連は、1月20日、建産連会館センター大ホールで消費税に関する研修会を開催した。当日の講師は、大蔵省関東信越国税局直税部法人税課の飯塚要課長補佐並びに同局間税部消費税課の須藤晴夫国税実査官の2人。当日の聴講者を400～500人と予想のところ800人を超す来聴者で、さしもの大ホールも立錐の余地なく場外に溢れた。

研修のテーマは、「消費税の対応に関する主な留意事項」で、まず、税の仕組みと留意点で解説、最後に関連質疑が行われた。

解説の要点は、①納税事業者か免税事業者の判定、つまり納税者の定義であって個人の場合は昭和62年、法人の場合は62年度決算期の課税売上高（建設業者の場合は、完成工事高+土地以外の賃貸料収入+建物、車両・機械等の売却代金）で判定する。課税売上高が3,000万円以下の事業者は免税事業者となる（ただし、選択によって納税事業者となることができる）。

②納付税額の計算方法は、次の計算式で納付税額を算出する。

- 納付税額=課税期間中の課税売上高の合計額×3% - 課税期間中の課税仕入の合計額×3%

「課税仕入高」には、免税事業者からの仕

入高、中古品等で消費者からの仕入れも含まれる。

＜注＞(1) 総売上高に占める非課税売上の割合が5%以下の場合は、課税仕入税額の全額が控除できる。

＜注＞(2) (1)と反対に5%を超える場合は、課税仕入額を次的方式で計算して控除する。

「個別対応方式」では、課税期間中の仕入に係る税額を①課税売上に対応するもの②非課税売上に対応するもの③課税、非課税の両方に共通するものに分けて、次の算式で計算する。

• 控除税額=①の税額+③の税額×課税売上割合 —— (課税売上割合とは課税期間中の課税売上高を総売上高で割った額)。

次は「比例配分方式」で、課税売上か非課税売上かの対応区分が明かでない場合に用いる方式で、算式は次のとおり。

• 控除税額=課税期間中の課税仕入等の税額×課税売上割合

③中小事業者に対する特例措置

(イ) 課税売上高が3,000万円以上6,000万円以下の事業者には「限界控除制度」によって、納付税額の全部又は一部が軽減される。算式は、納付税額=本来納付すべき税額×(課税売上高-3,000万円)÷3,000万円。

(ロ) 課税売上高が5億円以下の事業者は、「簡易課税制度」の適用ができる。

(計算式) 納付税額=課税売上高×0.6%

ただこの簡易課税制度には、仕入控除を80%として計算していることから控除の割合が實際

面で起る増・減によって税額が大きく異なることがあるので、慎重に扱う必要があるなどその対応には十分研究するよう助言があった。

最後に関連質問があって、それぞれ解答が示されたが、特に建設業及関連業においては、工事費の8割以上を人件費で占めるということで、この人件費は仕入税額控除の対象になるかという問い合わせに対し、人件費は原則として控除対象にはならない。ただ手当として支給する通勤手当、旅費、人材派遣で短期雇用の場合の給与は控除対象となる——という見解があった。建設業界では、消費税に関しては既に発進したものとして対応すべき事態にある。課題としては余りにも急かつ大といわざるを得ない。



## 元請・下請関係合理化懇談会

当建産連は、3月3日の正午から建産連会館1階特別会議室において標記の懇談会を開き、島村経営合理化委員長を座長に①元請・下請関係改善策について②会員団体提出の改善要望一を議題に意見交換を行った（写真）。

元請・下請関係改善策については、加藤常務理事より、要旨次の説明があつてのち、意見交換を行った。

—先の中建審第三次答申の趣旨を受け建設省では、目下、元請・下請関係合理化指導要綱（昭和55年11月策定）改訂のための作業が進められているが、これまで入手した新指導要綱骨子（素案）によると、これには①適正な施工体制の確立—を目指す各種施策、②新しいパートナーシップの形成—への対応策、③技術と経営の向上のための対策、④遵守のための体制（チェックシステム）づくり—が骨子となっている。その中に、推進機関として「元請・下請構造改善協議会（仮称）」の設立を掲げている。このほど建設省建設経済局建設業課は、全国建産連に対し、同協議会設置に伴う準備調査としての実施計画案の提出依頼があり、当面、全国建産連正・副会長選出の9県がこれに応ずることとなり、当建産連は建設省提示のメニューとともに、下記項目を骨子とした実施計画案を2月10日提出した経緯を述べた。

元請・下請協議会準備調査実施計画

### (1) 元請・下請協議会で協議すべき項目の選定

①早急に解決すべきものと考えている事項及び重要課題—下請契約締結の完全履行～建設業のイメージ・アップまでの5項目

②その理由及び事実関係

③解決を図るための方法

### (2) 建産連における元請・下請間の協議経緯と問題点

①これまで当建産連が行った活動の中味

②協議に係る問題点—として、準備不足、必要予算の不足、構成メンバーの問題等をあげた。

以上を説明、この協議会は近い将来スタートすることになることから、率直な意見提言を求めた。

特に意見は出なかったが、ただこの種の論議は、これまで行ってきた事柄ではあるが容易に改善し得ない面がある。それには建設業そのものの本質から自主的に決めかねる問題がある。つまり、単価を中心とした積算の問題、契約工期等がそれで、特に公共工事においては厳しい制約があることを念頭において、元・下請間の問題に対処することが必要だ—という意見が出た。

続いて、元請・下請関係合理化に伴う要望として、埼玉県建設大工工事業協会と埼玉県空調衛生設備協会の2団体から出されており、この趣旨説明がそれぞれ行われ、質疑を交わした。

大工工事業（型枠工事）協会からは、①責任



施工体制の確立（下請側の管理指導者、職長格の不足等の問題）②労働安全衛生法の改正による推進資格者の問題、③若年労働者確保・育成の問題—を中心に意見交換を行い、一部を除き元・下請間協議で解決し得るものとして、互いに努力することで合意された。

空衛協会から提起の問題は12項目で、うち官公庁工事に見られる提出書類の省略、簡素化の要望を除き、他の問題はこれまで協議されたものの再確認と各現場への周知の徹底であり、元請側として建設業協会の協力を求めるとした。

なお、関連で埼玉県造園業協会から「仕事の性質上、当該工事の最終的施工に廻ることから関係の土木、建築業界への理解と協力の要請があった。また、埼玉県鉄構業協同組合からは、見積りがトン単位で受ける慣習が残っているが、最近の鉄構工事の複雑化からして妥当性を欠くので、設計等仕事の内容によって積算したものもって価格として契約に臨みたいと要望。その他、元請・下請間交渉の基本ルール化という意見も出て今後の課題を残した。

# 産業系県立高校進路指導担当者との意見交換会開く

## 新卒生徒の進路動向等について

当建産連は、3月14日午後1時30分から建産連会館1階特別会議室において、県立の産業系高等学校（対象21校のうち当日の出席校は川口工、浦和工、与野農工、大宮工、川越農の5校）の進路指導担当教諭との意見交換会を開いた（写真）。この意見交換会は当建産連労務資材委員会事業の一環として開いたもので、狙いは新規学卒者の進路動向と学校側の進路指導における考え方を聞き、かつ、相互意見交換により当面の課題となっている若年者雇用対策に資することであった。

結果的には、学校側から出た「積極的なPRの必要」など、業界向けの率直な提言が得られ、今後の活動に少なからぬ示唆するものであった。（W）

### 会議の経過

まず、学校側から各学校の現況と生徒の進路状況説明のあと、進路指導に当たって特に生徒に与えるものとして、①自己の力量に合った職場の選択②地元企業選択への誘導③中途離職回避の示唆——が挙げられた。また、求人側に対しては、県内企業の多くが学校への求人票の提出で県外大手企業に比べ遅きに失し、ために大半が大手企業に流れ、結果的に雇用機会を失しているケースが多いことなど地元企業向けの注意喚起があった。

次いで列席委員等と交わされた意見交換を、質疑、応答の形で以下まとめてみた。

#### —学校への求人票提出時期について

〈学校側〉 先刻も問題として出たが、県内企業の提出が一様に遅い、大手企業は夏季休暇の前に出揃う。7月20日頃までに提出するよう努めて欲しい。求人票についてであるが、県内

企業のものは記載内容が箇条書きの極く簡単で生徒に判断させるには誠にお粗末である。大手企業は会社の沿革はもとより就業条件、賃金体系等明確に記載している。このことは生徒が選択する上に大切なことであるので留意して貰いたい。

——大手企業との間に休日、給与の面で差違があるか。

〈学校側〉 大手企業の給与の基本ベースはおしなべて高い。近年その格差は縮まる傾向にあるものの、建設業関係はサービス業に次いで低額のように見受けられる。休日については週休2日制をとる企業が増えている。特に大手企業にこの傾向が強い。最近生徒が企業を選ぶ尺度として、①週休2日制の有無②給与ベース、ボーナスの支給率——にまず関心を示していることを参考に申し上げたい。

——県内企業への入職傾向について



〈学校側〉 先に申したとおり各学校ともまず地元企業優先就職を奨めている。父兄の側からも自宅通勤を望んでおり、安心できる企業、面倒見のよい企業への入職を望むものが多い。

——中小企業が持つメリットが就職指導に生かして貰えないか、①マンツーマン的指導が得られる、②将来自立自営の途が拓ける、③当面の給与の多寡よりも努力次第によっては早期に管理職への昇進が得られる等。

〈学校側〉 先にも触れたが、地元企業に入職した先輩生徒を学校に迎え、新卒を迎えた生徒を前に、職場の状況や生活の実態を発表して貰い、質疑を交わす機会をつくっている。また、教師からは大企業のメリット、デメリット、中小企業のメリット、デメリットを語り合って、生徒に判断材料を与えて各自の選択に委ねることにしている。

——近年生徒の就職意向が変っているようだが

〈学校側〉 生徒の多くは、職業が多様化し、

求人倍率が高くなっていることをよく心得ていることから、教師の側から良し悪しを決めてかかるわけにはいかない。希望を聞いた上で選択させる以外にない。学科と全く異なる職場を選ぶ生徒もある。言えることは、生徒が企業（職場）を選ぶ場合、仕事のイメージで決めるケースが多いことも事実である。先にも述べたが、求人票の記載内容や印刷物に魅力を持つのが通例である。だが、実際には生徒自身仕事の中味を理解していない。一口に建設業と言っても10指に余る職種があり、自営業者の子弟以外は全くその内容を知らない。知らしめることによって“やる気”即ち入職を志す者も出よう。そこで各職種ごとに現場作業等を撮ったビデオの活用などが有効と思われるが……。

ここで企業者側にお願いしたいことは、送り出す学校側としては、将来ある若者のこと、将来にわたって“生きがい”を見い出させることを望んでいる。そのためには、入職後の指導に十分心して貰いたい。中途離職が多いといわれるのも、理由は経済的というより、精神的からくるプレッシャーが大きな要素となっているので、よろしくお願ひしたい。——など忌憚のない対話が続き午後3時過ぎ幕を閉じた。

当建産連は、3月28日、浦和市の建産連会館センター大ホールで経済講演会を開催した。この講演会は、建設業協会浦和支部と共に研修指導委員会事業の一環として開いたもので、講師はテレビ朝日（10チャンネル）毎週木曜日朝の「やじうまワイド、新聞解説と批判」に登場、多くの馴染を持つ国際エコノミストとして著名の長谷川慶太郎氏を迎えた。講演は午後2時開講。「これからの国際化と日本」をテーマに2時間余。国際化の中のわが国の諸情勢、殊に好況下の人手不足からくる雇用の問題、変化した若者気質に加え、指向に大きな変化をきたしている最近の住宅需要動向等について、氏の持つ情報収集力とその分析結果を駆使した説得力ある独特の論調で聴講150余名の耳目を集めた。以下講演内容を大筋に絞ってまとめてみた。（W）

一絶頂期といわれるいまの景気は、今年1年で終ることはない。底力から見て今後4～5年は持続すると自信をもって見通しを述べたうえ、イザナギ景気からイワト景気とつづいた20年間の経過を分析、今日のそれと比較し、明快にその見通しの確実性を理論的に実証されたのである。

ただ、こうした好景気の最中でいま全産業界

## 経済講演会

### 「これからの国際経済と日本」

#### 展望と問題点を語る

講師 国際エコノミスト 長谷川慶太郎 氏



が直面している問題に人手不足がある。この人手不足の常態は、これから更に加速の度合いを深めよう。これを補うため外国人雇用が大きな力となっている。不法就労の問題が絡んでいるが、現状からして止むを得ない。

今日、建設労働者の平均年齢は47才と一段と高齢化が進んでいる。若者が入ってこないからである。今の若者はことさらに3K（汚ない、

きつい、暗い）にまつわる仕事に就くのを嫌う風潮がある。これは昨今の若者の傾向として避けられない必然的なものである。汗をかく、仕事のイメージがよくない業務でも進んで引き受けてくれる外国人の雇用が増加するのは止むを得ない。だがわが国の法律では外国人の就労には厳しい枠を定め、特に単純労働への就労は認めていない。200万人を超す過剰労働力をもつフィリピン、困窮下にあって2,000万人が働き口を求めているバングラデシュなどでは、自国民の国外出稼による外貨収入を国家財源の大きな柱にしている国もある。こうした国々では、外交を通じてわが国に労働者の受け入れを要請してきている。こうした国々からの出稼者の多くは、単純労働者であるだけに問題である。いまの好景気が永久に続くとは考えられない。流れによっては不況もくる。好況期には呼び、不況期には解雇して本国へ返すなどいわゆる景気調整の具にするほど簡単にはいかない。こうした問題を絡め目下わが国では入管法の整備に着手、不法就労に厳しく雇用者への厳罰をもつてする法案を今国会に提案、早期実現の構えである。

講師はこの辺で話題を換え、わが国の最近の若いサラリーマン気質に言及した。

近年、一連の新学卒者の採用辞退する者が官庁や金融機関に見られ、また、中途退社の傾向が多く表われている。こうした現象は若者の指向が変わったのにはかならない。要するに今の若者は、企業の安定度や将来性というより、"シリ"のない職場で自己の能力を存分に発揮で

きるところを選び、安易に転身している。

こうした若者指向を見通しの上、新しい企業展開を試みる企業が出ている——として、最近活発化している生命保険業界の不動産業、都市再開発事業への進出の実態を明かにし、ここに土木、建築に携わる有能若手技術者の採用が目立っていると注目すべき発言があった。生命保険業界では、余剰資金を活用、国内は勿論、海外にまで手を伸ばし、しかも高需要にあるOA化、先端エレクトロニクス化の分野に目を向け、対応するビル建設に活発な動きを示しているが、ここに有能な人材（設計、監理、保守管理等の技術者）を高レベルの待遇で集めている。このあたりに建設業界の技術者不足の大きな原因もある。

最近の大都市圏における住宅需要動向にも目を向ける必要がある。一時期の持家指向から大方の考えが借家指向に変りつつある。億ションと称される超高級マンションから9尺2間の超小型マンションがブームを呼んでいる。利用者の考え方、利用の仕方によって2極分化の時代を迎えており、しかも空調、保安等の設備完備、駐車場（車庫）も必須の要件となっている。こうした高級化指向は、好景気、高収入に支えられ若者から中高年齢層にまで極めて強いものがあると業界に向け込みのある示唆があった。

最後に講師は、経営者への警告として、マージャン、カラオケバー、ゴルフを三悪として追放を訴えている。これには「経営者として成功したい人は」と断っているが、これらについて

は、前にも触れたが今の若者気質として「ツキ合い」で上司から誘われることを極端に嫌うからである。この「ツキ合い」を敬遠して退社してゆくケースが多い事例をあげ「今の若者はよく観察している。そして自己の考え方と引き合させて判断する」。また、こうした風潮の中には若者は入って来ない。従って会社の中堅等後継者を失うことになる。単純労働者の不足は一時的なものであるが、企業の中核となるものがいないということは、会社の将来にわたる大問題である。経営者たる者は、特に心すべきことであると結んだ。



## 一陳 情(1)

### 公営住宅等の予算の確保について

当建産連は12月22日、県並びに埼玉県公営住宅協議会（会長・岩槻市長）と共同で本県選出衆・参院議員並びに政府機関（大蔵省・建設省）に対し、昭和64年度（平成元年度）公営住宅等の予算の確保拡大についての陳情を行った（一行16名）。

陳情は「住宅環境の整備を促進し、あわせて内需の拡大により地域経済の活性化が図れるよう、公営住宅等の事業量を大幅に拡大し、その事業量を確保されたい」ということが主文で、具体的な内容は、公営住宅等の事業量の拡大は、地域経済の活性化と共に、内需拡大の大きな原動力となるもので、社会経済に及ぼす波及効果は大きいものがある。よって、昭和64年度（平成元年度）の政府予算編成において、公営住宅建設事業、既設公営住宅改善事業並びに公共的住宅供給を含む住環境整備事業にかかる事業量を大幅に拡大し、それに見合う国費を確保されるよう強く要望する——という趣旨である。

## 一陳 情(2)

当建産連正副会長並びに埼玉県建設業協会副会长ら一行10名で2月7日、浦和市の知事公館に畠知事を訪れ（土木部・遠藤次長、立石建設管理課長、住宅都市部・小林次長が陪席）、公共事業予算の確保、工事の平準化等8項目にわたる要望を行った。陳情に対する趣旨説明のあと畠知事は、「趣旨はよくわかった。早速関係部局にその対応についての検討を指示」出来るものから実施に移させることを約束した。なお、一行は関係の部局長席を廻り陳情書を提示し、知事への要望趣旨を伝え協力を要請した。これとは別に加藤常務理事は関係各課長を個別にたずね同趣旨の陳情を行って協力を求めた。

このたびの陳情の項目別要望事項並びに趣旨は、下記のとおりである。

#### 1. 平成元年度公共事業予算の増額確保について

県内における社会資本の充実、建設産業の振興と地域経済の活性化を図るために、平成元年度の公共事業予算は、国費の大幅な獲得とともに県単独事業費は、本年度を上回る額を確保するなど、公共事業の持続的拡大を図っていただきたい。

#### 2. 端境期を生じないよう工事の平準化を図ることについて

建設産業界は、現在技能工の不足に悩んでいますが、公共工事の適確な施工を確保するとともに、技能工不足を緩和し、かつ持続的な雇用

の安定を図るため、年度当初の早期発注を行うことはもとより、年度間を通じて平均的な工事が実施できるよう、平準的な発注と工期の設定をしていただきたい。

#### 3. 公正妥当な価格による発注の励行について

公共工事又は公共施設の維持管理に対する発注価格等は、概して一般市場における労務賃金や資材価格との間にかい離が生じ、特に技能工の労務賃金にあっては実勢値との差異が顕著であります。

このような差異は、単に受注者側の採算割れによる経営上の困難さを生じているに止まらず、建設産業に携わる労働者の賃金を低位に抑圧し、さらには就業志向をも阻む要因になっています。

このため、委託業務を含む発注価格等の設計積算に当たっては、施工の難易を考慮することはもとより、人件費の高騰等、変動する実勢価格を十分に反映し、企業としての経営が成り立つものであると同時に、建設産業従業者の待遇改善ができるようにしていただきたい。

#### 4. ゆとりのある工期の設定について

建設産業に対して、若年者が就業を敬遠する最大の理由は、低賃金もさることながら、長時間労働と不定休並びに事業の繁閑による雇用不安とされていますが、労働時間の短縮及び計画的な休日の付与は、安定した労働力を確保するためには最も重要な課題です。

また、短期間の工期に不十分な労働力で対応することは、ことさら長時間労働を強いる結果となり、さらには工事の遅れや不測の災害をも

招くおそれがあります。

このため、安定した労働力を確保するとともに、労働条件の改善が速やかにできるよう、十分な歩掛りを基礎にゆとりのある工期を設定していただきたい。

#### 5. 団体所属の会員（組合員）に対する優先発注について

当連合会を構成する各団体の事業目的は、単なる利益擁護や親睦をねらいとするものではなく、それぞれの組織統制のもとで、会員や組合員の施工技術や資質の向上を図ることによって、よりよく社会に貢献することを本旨としています。

また、それぞれの会員や組合員は、組織人としての自覚と誇りを持ち、誠意をもって公共事業へ参画することを期待し、責任感と信頼の度合は組織外企業者の比ではなく、また施工技術や管理能力も決して県外大手企業と遜色はないものと自負しています。

このため、共同企業体をもって施工する大規模工事等を含め、県内の、しかも当連合会を構成する各団体の会員又は組合員に対し、いま以上優先的に受注の機会を与えていただきたい。

#### 6. 消費税相当分の予算措置と適正な転嫁等について

本年4月1日から適用される消費税（税法公布日後に契約し、引渡しが4月1日以後になる建設工事等を含む。）は、当然に最終的消費者である発注者側において負担すべきものですが、もし仮りに、これを受注者側に求めるとするな

らば、法の趣旨に反するのみならず、一般に利益率が低下傾向にある建設産業界にとって死活を制される問題です。

このため、消費税法の適用を受けることとなる県施行の公共事業（役務・資材提供等の課税対象一切を含む。）については、消費税額に相当する予算措置が完全に行われるとともに、工事等の契約に際しては、必ず消費税額分を上乗せした契約をするなど、適切な対応をしていただきたい。

また、一部の市町村の公共事業については、過去の漫然とした一律的な歩切りの傾向から、消費税の取扱いについても甚だ危惧されますが、適正な税負担がなされるよう効果的な指導をしていただきたい。

なお、公共事業に関する消費税の対応は、即民間建設工事等における消費税の扱いの範をなすものですが、一般の民間に対しても、消費税法の趣旨に照らし、工事代金等とは別に、消費税の適正な転嫁が図られるようあらゆる機会をとらえて指導、啓蒙をしていただきたい。

#### 7. 市町村公共工事の発注価格に対する指導について

市町村の公共工事に関する発注価格は、概して市況の労務費や資材価格に比べて著しく低額であり、中には発注価格積算根拠の全く曖昧な歩切りの行なわれているものも少なくありません。

地元業者は、公共工事なるが故にあえて採算割れを覚悟してまで受注していますが、妥当な

資材価格であることはもとより現状のような技能労働者不足がもたらす労務費の上昇等をかえりみないとするならば、やがて受注者の倒産を招くのみならず、公共工事そのものの施工を危くする虞れなしとしません。

このため、市町村公共工事の発注価格算定に当たっては、国、県のそれに準ずるものであることはもとより、実勢の価格を反映した適切かつ妥当なものとされるよう、埼玉県公共工事契約業務連絡協議会等の場を通じて十分に指導していただきたい。

#### 8. 技能労働者の総合的な確保対策について

建設産業に携わる今日の技能労働者不足は、過去長期にわたった建設需要の低迷による雇用不安をはじめ、若年者の入職の妨げとなるようなイメージの悪さ等、様々な原因があります。このうち建設産業のイメージアップや労働環境の改善等は業界自らが積極的に取組まなければならない課題ですが、しかし、労働賃金や労働時間は多分に発注価格や工期との相関関係にあり、また、技能工の養成訓練や新規学卒者の就職指導等は、その大部分は行政側に依存しなければならない実情にあります。

このような実情に鑑み、不足している現状の対策はもとより、将来を展望した技能労働者の総合的な確保対策を積極的に講じていただきたい。

（建産連加盟団体団体長連署）

### 総務委員会



1月24日、建産連会館1階特別会議室において総務委員会（安藤晃委員長）を開催、①県に対する建議・陳情②当建産連設立10周年記念行事計画——を議題に協議した。

冒頭委員長の挨拶に続いて斎藤会長より最近の業界を取り巻く諸情勢、特に全国建産連の動き、消費税の対応などに言及、一見好況にあるとみられる建設産業界ではあるが、ここにきて急速に広まった労働者確保、賃金の上昇など内面的諸問題が表面化、経営環境を厳しいものにしている。現実面において建産連はどう対応すべきかが課題——と述べ、打開策等について協力要請があった。

続いて議事に入り、まず、県に対する陳情は、建産連加盟団体を網羅した要望八項目からなる案文を提示し、意見聴取を行った結果、原案をもってすることが了承された。なお、陳情は二月県議会開会前に行うこととした（詳細は別項

「事業報告」欄参照）。

次の10周年記念行事については、先の委員会の議決に基づき事務局が作成した具体案をもとに意見交換を行った。その結果、①記念式典の挙行②当建産連の育成等に功績のあった者を対象にする感謝状の贈呈③記念誌の発行を骨子とすることを決めた。なお、記念式典は10周年を一つの節目とする意義づけを本旨に、なるべく簡素なものとする。また記念誌は先に発刊の5周年記念誌を受け継ぎ「10年の歩み」として集録することなど基本的な方針を決め、今後具体案を検討し実施に移すことを了承した。

### 広報委員会



1月26日、建産連会館1階特別会議室において広報委員会（小山正夫委員長）を開催、①建産連ニュース第39号の発刊について、②平成元年度事業計画について——などを議題にした。

建産連ニュース第39号発刊報告のあと、新年度事業計画について意見交換を行った。結果、

これまでの実績を踏襲しその内容の充実を図ることとし、建産連ニュースは年四回を発行する。県内小中学校児童生徒を対象とする「埼玉の建設産業」をテーマとしたポスター・絵画コンクールの実施及び同コンクール入選作品を額縁とするカレンダーの製作頒布を継続実施することとした。

決定の10周年記念誌の発刊については今後のなりゆきによって対処する。建産連ニュース第40号（4月15日付）の編集については、本日の議題になかったことから、その編集方針等については、内容項目等を事務局に一任、成案のうえ各委員に送付し検討を委ね、かつ意見提言の有無によって編集、発行へ向け作業を進めることが了承された。

### 理 事 会



3月7日正午から建産連会館1階特別会議室において理事会を開催、①63年度一般会計並びに建産連会館・センター管理運営特別会計の収

支決算見込みについて、②平成元年度の一般会計並びに建産連会館・センター管理運営特別会計の予算編成方針、③埼玉建設労働者研修福祉センター利用料の改正、④当建産連設立10周年記念事業について――を議題に審議したあと、事務局より報告、連絡等を行って閉会した。

開会冒頭、斎藤会長は挨拶で、「いま中央政界を揺しているリクルート問題、開会中の国会の推移で極めて憂慮されるものがあるが、建設産業界もここにきて高まりをみている元請・下請関係改善の問題、若年労働者雇用対策等のいわゆる構造改善で新たな局面を迎えていた。今後これらの問題にどう取り組むべきかをこの建産連の場で協議して参りたい」と述べ、協力要請を行ったうえ、本席の議題審議を要請した。

#### 議事経過の概要

63年度一般会計収支決算並びに建産連会館及びセンター管理運営特別会計収支決算見込みについては、それぞれ見込み調書を提示、事務局より各ポイントに絞って説明、概ね順当に推移している状況報告を行った。これについて特に質疑等はなく内容的に了承された。

次いで平成元年度一般会計収支予算に関する試案を提示、事務局より編成方針の説明があった。まず収入の部では、その大宗である会費収入は、新規入会を見込んだものの基本的には前年度同額、また、助成金収入で新たな事業による増額を見込み、合計で対前年度比123万7千円増の2,457万円を計上、支出の部では、各科目とも前年度実績を徴し、効率的配分を行い、

さらに消費税導入により生ずる支出増を加味、合計で収支均衡を図った事情説明を行って、質疑、意見を求めた。

続いて特別会計に関しても収支予算試案を提示、内容説明を行い、関連で消費税導入によって生ずる会館入居料金及びセンター施設利用料増額改訂案を提示して了解を求めた。

結果として特に異議はなく、元年度予算編成については、この両試案を基に細目調整を行って成案、4月下旬予定の理事会に付議、改めて審議することが了承された。

建産連設立10周年記念事業については、1月24日の総務委員会に付議されたことから安藤委員長がこの間の事情説明が行い、さらに詳細について事務局より、次の説明があった。

#### 1. 記念式典の挙行

開催時期は、9月中旬～10月上旬を予定、会場は当建産連会館センター大ホールとし、出席は来賓合わせて200人程度、式典終了後記念パーティーを予定するが、全体的に簡素を旨とする。また、式典の当日、当建産連の育成、発展に尽力、特に功績者を選んで感謝状を贈る。

#### 2. 記念誌の発行

建産連設立以後の10年間の実績等をまとめた記念誌を発行する。

以上に關し具体的説明を行い、これらに要する経費は400万円を見込むとして各団体に対し相応する分担金の拠出を要請した。

＜注＞建産連会館センター施設利用料金の改正料金表は、「告知板」の欄に掲載し

周知を図ることにした。



## 改正労働安全衛生法の 主な改正点について

労働安全衛生法が昭和63年10月1日に大幅に改正され、小規模事業場を対象にした安全衛生推進者制度の創設、欠陥機械等をチェックすることを目的とした機械等に係る命令制度の創設、健康の保持増進のための措置として作業環境測定の結果の評価、建設業における労働災害防止対策の充実へ向けた工事に伴う事前計画の届出制度のほか労働安全衛生法関係の免許の方式の変更等が主な改正点で、4月1日施行となる。以下建設産業関連事項に絞り要点をまとめてみた。（W）

### 改正の背景

わが国の労働災害はおむね着実に減少しているといわれるが、最近の労働災害の多くが、中小規模事業場において発生していること、機械設備に起因する労働災害や建設業における労働災害が多く発生していること、高齢化社会の進展に伴い、高年労働者の労働災害や高血圧性疾患、虚血性心疾患などが増加していること、技術革新の急速な進展、サービス経済化の進行に伴う労働環境、作業態様などの急速な変化により、職業生活に強いストレスの蓄積といった種々の問題が生じている。

今回の改正は、こうした各様な背景の下で、事業場における安全衛生水準の一層の向上を目

指して行われたものである。

### 安全衛生推進者制度について

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、新たに「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」を選任し、事業場における安全衛生に係る業務を担当させなければならないこととなった。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造（加工）業、通信業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業には安全衛生推進者を選任することになる。上記業種以外の業種には衛生推進者を選任しなければならない。

#### 選任基準

安全衛生推進者又は衛生推進者は、次に掲げる者のうちから選任しなければならない。

① 大学を卒業後1年、高校卒業後3年、その他については5年以上事業場の安全衛生の実務に従事している者

② 労働省労働基準局長が定める講習を終了した者

③ 労働省労働基準局長が、①②に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

＜注＞ ②の講習として、10時間の安全衛生推進者講習が実施されることになっており、日程等詳しくは建設業労働災害防止協会埼玉県支部（建産連会館5F、電話048-862-2542）に照会されたい。

### 職務内容

- ・施設、設備（安全装置、保護具等）、作業環境、作業方法などの職場点検に関する事務。
- ・健康診断等に係る事務に関する事務。
- ・安全衛生教育に関する事務。
- ・その他労働災害の防止対策に関する事務。

#### 選任要件

安全コンサルタントなど一定の資格を有する者を選任する場合を除いて、事業場に専属の者を選任すること。

選任したときは、その者の氏名を作業場の見易い所に掲示するなどして、関係者に周知を図ること。

### 建設業における労働災害防止対策の充実

#### 計画届出制度の充実

労働大臣又は労働基準監督署長に対する事前の計画の届出の対象となる工事のうち、一定規模以上の型枠支保工及び足場に係る工事について、その計画の作成に当たり、一定の資格を有する者を参画させなければならないことになった。

1. 対象となる工事の規模は、次のとおり
  - ① 型枠支保工＝支柱の高さが3.5m以上のもの。
  - ② 足場＝高さが10m以上の構造の足場、つり足場又は張出し足場であって、組立から解体までの期間が60日以上のもの。
2. 計画の作成に参画する者の資格要件は、次のいずれにも該当すること。

- ① 型枠支保工（足場）に係る工事の設計監理又は施工管理に3年以上従事した経験を有すること。
  - ② 工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有すること又は労働大臣が定める研修を終了したこと。

## 発注者に対する勧告、要請制度の創設

労働大臣等は、工事の差止命令若しくは変更命令又は作業停止等の命令を行った場合において、必要があると認めるときは、工事の発注者等に対しても、労働災害を防止するため必要な事項について勧告、要請ができることとされた。

## 免許制度の改善

労働安全衛生法関係の免許の方式が、免許の種類ごとに免許証を交付する従来の方式から、複数の免許があっても一枚の免許証の交付により満たす方式（運転免許方式）に変更された。  
(別掲凸版参照)

また、免許証の再交付若しくは書替え又は免許の有効期間の更新については、これまで免許証を発行した都道府県労働基準局のみでしかできなかったものが、改正により、住所を管轄する都道府県労働基準局でも行えるようになった。

(表 面)

## ● 埼玉建設労働者研修福祉センター施設の改正利用料金表

消費税の導入に伴い下表のとおり改正する（平成元年4月1日より適用）

種別	区分	区分							
		午前		午後		夜間		全日	
収容人員	人	現行利用料	転嫁後の利用料	現行利用料	転嫁後の利用料	現行利用料	転嫁後の利用料	現行利用料	転嫁後の利用料
第1会議室	80	円 9,500	円 9,780	円 10,500	円 10,810	円 11,500	円 11,840	円 14,000	円 14,420
第2会議室	40	4,700	4,840	5,200	5,350	5,700	5,870	7,000	7,210
第3会議室	15	2,000	2,060	2,200	2,260	2,400	2,470	3,000	3,090
第5会議室	12	2,000	2,060	2,200	2,260	2,400	2,470	3,000	3,090
第6会議室	20(和室)	4,200	4,320	4,600	4,730	5,500	5,660	6,000	6,180
第7会議室	8(和室)	2,300	2,360	2,500	2,570	2,800	2,880	3,400	3,500
第8会議室	8(和室)	2,300	2,360	2,500	2,570	2,800	2,880	3,400	3,500
多目的ホール	椅子500 机椅子288	26,000	26,780	28,500	29,350	30,000	30,900	38,500	39,650
会館特別会議室	30	6,500	6,690	7,500	7,720	8,000	8,240	10,000	10,300

（注）消費税額の計算は10円未満の端数は総べて切り捨て、転嫁の平均は2.96パーセントである。なお、備付物件利用料は、小額であるので消費税の転嫁はしないものとする。

## ——第2回・さいたま景観賞受賞作品——

第2回・さいたま景観賞受賞作品が1月8日に決定、同月20日、大宮市のソニックシティホールにおいて、その表彰式が行われた(写真)。右上)。

このさいたま景観賞は、まちなみ景観の形成に対する県民の意識の高揚を図るために、周辺環境の向上に資し、かつ、埼玉の都市美と文化の創造上優れた建築物等を表彰することにより、魅力と風格のある快適なまちづくりに寄与することを目的として、昭和62年度から実施されているものである。

本年度(第2回)の募集期間は、昭和63年7月11日から9月20日までの約50日間で、応募総数261点であった。これらの応募作品は、さいたま景観賞審査委員会(県住宅都市部長はじめ官・学・民の学識経験者12名で構成、この中に埼玉建築士会々長、埼玉県建築士事務所協会長、埼玉県建設業協会長がある)の第1次審査で34点に絞られ、最終審査で6点が決定した。

この受賞対象は、受賞作品の建築主(施主)、設計者、施工者がそれぞれ受賞することになっており、今回受賞の6点は、以下掲げたとおりである。



(1) 要害通り(蕨市)



(建築主) 蕨市長 田中啓一

(設計者) 株かいアソシエイツ  
代表 浦口醇二

(施工者) 西松建設株  
代表 柴田平

(2) 鳩山ニュータウン(鳩山町)



(建築主) 日本新都市開発株

代表 浅野大

(設計者) 株トデック 代表 川上久昭

(施工者) 清水建設株 代表 吉野昭蔵

西武造園 宇佐見文雄

(3) 緑道公園（松伏町）



(建築主) 日本住宅・都市整備公団  
関東支社長 柴山 怜  
(設計者) 同上  
(施工者) 岡田昭和造園 代表 前田 宗政

(4) 久喜総合文化会館（久喜市）



(建築主) 久喜市長 坂本 友雄  
(設計者) 佐藤総合計画  
代表 佐々木 郡  
(施工者) 西松建設 代表 柴田 平

(5) 東野高等学校（入間市）



(建築主) 学校法人 盈進学園  
理事長 酒井田 景三  
(設計者) 米国カリフォルニア大学  
クリストファー・アレグサンダー  
(施工者) フジタ工業 代表 藤田 一暎

(6) 大附休憩所（都幾川村）



(建築主) 都幾川村長 島田 光三  
(設計者) Team Zoo 鰐 代表 平井 秀一  
(施工者) 杉田工務店  
代表 杉田 藤太郎



## 塙記念館探訪――

### 盲目の大学者塙保己一の業績を尋ねる

盲・聾・啞の三重苦を克服、著述家・社会福祉事業家として活躍したアメリカ人、ヘレンケラー女士については、多くの人が知っている。しかし、江戸中期に盲目の身でありながら日本文化史上不滅の偉業「群書類従」（正編530巻、続編1,000巻の大編纂物）の編纂をはじめ、数多の古文献の校訂を行うとともに、優れた人材育成に大きな功績を残した塙保己一については、知る人が少ない（埼玉が産んだ偉人として、その名は挙げられているが……）。筆者もまたその1人で、今回このシリーズをまとめるに当たって初めて彼の生誕地を尋ね、人となりを知ったのである。ここに見聞の一端を述べることにした（W）。——写真・保己一の生家（右上）。館内展示の群書類従の一部――

塙保己一の人となりは、まさに数奇な運命からの出発であった。

彼は、延享13年5月5日（1746年、9代将軍家重の治世）、本県の児玉郡保木野村（現在の児玉町大字保木野）、百姓宇兵衛の長男として生れ、幼名を寅之助といった。3歳の時眼病にかかり、7歳の時両眼失明、家業もままならず15歳の時に江戸に出て雨富検校に師事、按摩術の修業に励んだが、彼は盲人特有の“勘”的働きがまことに悪く、自立の望みなしと判断され、師匠の奨めにより学問の道を志すこととなり、和（国）学、神道漢文、医学書とそれぞの師について学んだ。この間、彼の偉才を知った雨富検校は生活面から精神面まで援助を惜しまなかつたといわれ、これが彼をして大成に導いたことは言うをまたない。学問に長づるに及び彼は当時国学の第一人者である賀茂真淵の門に入



り、六学史（日本書紀等）をくまなく学び、次第に自己の学識を確立した。当時同門に本居宣長あり、また、太田蜀山人とも親交を深めた。かくして彼は38才のとき幕府からその才を認められ、旗本と同格の検校の地位に就いている。この頃、師匠雨富検校の旧姓である塙の姓を名のり、名も保己一と改めている。



40歳の頃、水戸藩公の依頼を受け「参考・源平盛衰記」「大日本史」の校訂を行っている。

寛政5年（1793年）、彼48歳のとき門弟と相図い幕府に進言、国学研究の場として「和学講談所」を創設、後に同所を表六番町に移し約72年間幕府の学問所の地位に置かれた（幕末幕府の崩壊とともに閉鎖）。『番町で目あきめくらに道をきき』とうたわれたのもこの頃であろう。

以来この和学講談所からは、屋代弘賢、松岡辰方、横田茂語、石原正明、中山信名らの大学者が出ている。

彼が70歳（1815年）のとき、特に学問的功績が認められ、将軍家斉に謁見を許され、文政4年（1821年）に斯界の最高である総檢校となり、この年76歳で没している。墓地は東京都新宿区若葉町の愛染院。

以上が保己一その人の略伝であるが、彼が生涯を通じた学問活動のうち成果の最大なもののは、

冒頭にも述べたが、やはり「群書類従」の編纂である。次に国学の學問所としての「和学講談所」の創設、次は水戸藩における日本歴史書の校訂編集である。

「群書類従」は、諸家の記録、古書等が年とともに忘却するのを嘆き、わが國中世以降の文献の多くを校訂の上、約40年間（1779年～1819年）かけて編纂刊行したもので、正編と続編にわかれ、正編は書籍1,273部を530巻に納め、続編はさらに多く、書籍2,200部を1,000巻に納めており、わが国、否世界屈指の大編纂物である。

この群書類従の刊行は、すべて木版によってなされ、現在国学院大学（温故学会）に保存されている。刊行本の約3分の1が、筆者が訪づれた「塙記念館」に所蔵され、彼の遺品の多くとともに展示公開されている。

この記念館は、昭和42年10月塙保己一顕彰会によって建てられ、彼の業績を物語る遺品の数々が展示されている。現在児玉町によって管理されている。（所在・児玉町大字八幡山の城山公園内）。

なお余談になるが、保己一の直系の子孫が福島県勿来市に在住されている。また、彼の生家は同町大字保木野に現存、保己一の弟の子孫が代々継いで現在も住家としている（国の指定史蹟）。

## —会員団体の動静—

### 昭和63年度保証取扱について

#### 東日本建設業保証(株)埼玉営業所

平素は、前払金保証事業に関しまして格別のご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、昭和63年度の当所保証取扱高は、公共事業の継続的な拡大と好調な国内景気に支えられ

件 数 4,991 件（対前年比 3.4 %増）

請負金額 240,924百万円（〃 3.4 %〃）

保証金額 78,995百万円（〃 9.1 %〃）

となり、当所創設以来最高の取扱高となりまし

た。なかでも「埼玉県」「市町村」が高い伸びを示しました（下表参照）。

また、市町村における前払実施状況は、県下92市町村のうち、16市18町3村の計37箇所（実施率40.2%）実施し、前年に比べて3箇所増加しました。

これは、偏重に皆様方のご協力の賜と感謝しております。今後とも引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

なお、当所および当所に併設しております（財）建設業情報管理センター埼玉県支部、（財）建設業技術者センター埼玉県支部は、第二・第四土曜日を休業させていただきます。何卒よろしくお願ひいたします。

### 発注者別保証取扱高

（金額単位：百万円）

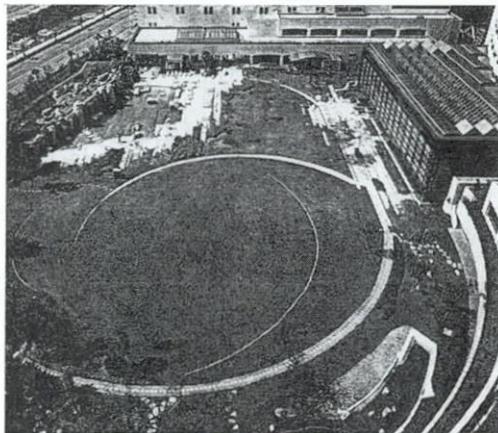
	当 年 度 累 計				前 年 度 同 期 累 計			
	件 数	請負金額	保証金額	件 数	請負金額	保証金額		
国	256	15,053	6,113	263	15,775	6,374		
公團・事業団	181	13,650	4,568	206	17,228	5,924		
県	3,078	124,476	49,335	2,933	108,214	42,083		
市町村	1,383	83,227	17,606	1,318	86,297	16,075		
地方公社	69	1,845	687	78	2,560	919		
その他の	24	2,670	684	30	2,915	1,032		
合 計	4,991	240,924	78,995	4,828	232,991	72,411		

## 冬季研修会を開催

### (社)埼玉県造園業協会

(社)埼造協では、(社)日造協埼玉県支部と(財)日造修埼玉県支部が共催して2月18日開催の冬季研修会で、「シェラトンホテル庭園(写真)と東京ディズニーランド芝生・その他植栽」施設を会員32名が加って見学した。

「シェラトンホテル庭園」は鈴木昌道氏の設計された「新日本調」のデザインによるホテルの庭園で、同氏は「基本的なデザインコンセプトとしては、創造的でしかもそこには風土と伝統性を加味した現代庭園を造ることであった。先ず第一に現代の思潮を反映することであった。これまでのホテルの多くの庭園が日本古来の伝統的な作風に片寄り過ぎていることに対して、反省し、新しい作風のデザインにし、同時にリゾートホテル庭園への新しい提案を打ち出す方針を決めた現代思潮としては20世紀の芸術の特徴を盛り込み、現代科学に新しいデザインソースを求める新しい形態を創造し更にこうした表現のためには新しい技術の応用や、新しい素材を発見し、新しい工法を見い出すことであった」と語っている。新しい試みとして誠にユニークな庭園であった。午後は東京ディズニーランドを見学した。ディズニーランドの植栽は緑化面積200ha、植栽本数30万本、樹種数300種、花壇面積27,000m<sup>2</sup>、芝生面積4,000m<sup>2</sup>で、ディズニーランドの舞台装置として最良の状態を保つ



ため、維持管理はすばらしい。植栽管理の責任者川上幸男氏は100%の管理だと語っていた。

私達は、このホテルとディズニーランドの2つの庭園、植栽を見て今後の施設の造成、維持管理のノウハウについて勉強することが多かった。

造園業界の人々は、勿論他業界の方々も一見する価値があると思うので紙面を借りて紹介した。

墜落災害絶滅を期し——  
「今確認しよう、よいか足場、  
開口部、手すり、命綱、使用  
状況」

建設業労働災害防止協会  
埼玉県支部

### —死亡災害撲滅のため

#### 労働大臣から緊急要請 —

労働災害は、昭和36年をピークとして、死亡災害、休業災害ともに減少を続けてきたところであるが、死亡災害については、一昨年後半より増加に転じた。これに対処するため、昨年5月、関係者に対し、労働災害防止対策の強化について要請を行ったところであるが、それにもかかわらず、死亡災害は、その後も減少するに至らず、建設業、陸上貨物運送事業等を中心に引き続き増加傾向にある。

この結果、昭和63年の全産業における死者者は、2,555人(速報値)を数え、前年に比較して213人(9.1%)の増加となった。このような死亡災害多発の現状は、人命尊重の立場からも、健全な産業活動の発展のためにも誠に遺憾であり、看過し得ないところである。

職場の安全と健康が確保されることは、労働者にとって生活を営むための大前提であり、いかなる社会経済情勢にあっても労働災害はあってはならないものである。労働省としては、從

来から労働災害の防止を行政の最重点課題として推進しているところであるが、民間投資、公共投資とも増加するなど、内需は引き続き拡大傾向にあり、こうした生産活動の活発化に対応し、安全管理の徹底と安全意識の高揚を図ることが急務となっている。このため、今般、労働災害防止緊急対策本部を設置するとともに、私自身がその先頭に立ち、労働災害の撲滅にむけてまい進する決意である。

関係各位におかれましては、以上の状況を十分認識していただき、下記事項について徹底を図るとともに、各業界における労働災害の実態を踏まえて必要な対策を講じ、災害の防止に万全を期されるよう強く要請する。

#### 記

1. 安全管理体制の確立と安全管理者等の職務の完遂
2. 新規採用者、危険有害業務従事者等に対する安全衛生教育の徹底
3. 適正な作業方法の確立
4. 作業に適した機械設備の確保及び機械設備の点検整備の徹底
5. 経営主導による作業現場のパトロールの実施

平成元年2月20日

労働大臣 丹羽兵助

#### —緊急対策の主な事項—

1. 労働災害防止緊急対策本部の設置
2. 業者団体の首脳に対する労働大臣要請

3. 労働大臣の現場視察
4. 大規模な労働災害を発生させた事業者に対する指導
5. 全国一斉監督指導の実施
6. 労働災害防止団体等における自主的労働災害防止活動の促進
7. 能力向上教育等の安全衛生教育の推進
8. 労働災害防止特別安全衛生診断事業の創設
9. 労働災害要因等の迅速な分析及び積極的な広報の実施

#### 平成元年二級・木造建築士試験 及び一級建築士試験について

(社)埼玉建築士会

##### 1. 試験等の実施日程

##### 「二級・木造建築士試験」

受験申込配布

4月10日(月)～4月21日(金)

受験申込書配布場所 (社)埼玉建築士会

受験申込書受付

4月17日(月)～4月21日(金)

受験申込書受付場所

埼玉建産連会館センター3階大ホール

学科の試験 7月9日(日)

「学科の試験」合格発表 9月1日(金)頃

設計製図の試験 9月17日(日)

「設計製図の試験」合格発表

12月1日(金)頃

##### 「一級建築士試験」

受験申込書配布

5月22日(月)～6月2日(金)

受験申込書配布場所 (社)埼玉建築士会  
受験申込書受付

5月29日(月)～6月2日(金)

受験申込書受付場所

埼玉建産連会館センター3階大ホール

学科の試験 8月5日(土)

「学科の試験」合格発表 9月21日(木)頃

設計製図の試験 10月8日(日)

「設計製図の試験」合格発表

12月18日(月)頃

##### 2. 問い合わせ

平成元年二級・木造建築士試験及び一級建築士試験についての問い合わせは、下記まで。

(社)埼玉建築士会

〒336 浦和市大字鹿手袋597番地、埼玉建  
産連会館5階 TEL 048-861-8221

(財)建築技術教育普及センター

〒105 東京都港区赤坂6-11-1、協栄生  
命赤坂ビル TEL 03-589-1581



## 定時会員総会開催

### 埼玉県建設大工事業協会

第12期定時会員総会を建産連会館において、  
2月7日に開催致しました。

第13期（平成元年度）事業計画案を次の通り  
に提案、会員全員の賛同を得て可決致しました。

#### ——事業計画案——

1. 「七日会」（毎月7日開催定例会議）を開催し、業務上の協定促進・情報交換、近代化構想、諸問題の討議を行う。
2. 関係諸官庁、元請に対する請願及要請
3. 一、二級技能検定試験受験者への講習、指導、各免許資格取得への援助
4. 技術革新・新資材の導入への調査研究
  - 中小企業の経営基礎
  - 経営成績の向上
  - 労働者の諸問題
  - 責任施工体制の確立と技術革新
5. 労災上乗保険・資材置場保険の検討実施
6. 会報の発行
7. 新規会員の勧誘・募集

以上の計画案を元に、当協会の社会的・経済的使命を認識し、会員相互の親睦を計りつつ、会員全員協力し合って、実行してゆきたいと思  
います。

測量の日 6月3日

### 「測量の日」の制定について

#### （社）埼玉県測量設計業協会

「測量の日」の制定については、昭和60年6月に、測量懇話会から測量業は、日本経済の飛躍的発展に多大な貢献をしているにもかかわらず、一般国民の認識や社会的評価が必ずしも高くないことは否めない。これらの現状を改善し、広く社会に対してより一層の啓蒙普及を図る観点から「測量の日」の制定について国土地理院に要望し、国土地理院に於いても平成元年6月3日を第一回「測量の日」としてスタートさせ、以後毎年この日を中心に各種行事及び活動を展開することを決定されたところであります。6月3日を「測量の日」と選定した理由は、昭和24年6月3日測量法が公布された日である6月3日を「測量の日」として選定することが最もふさわしいと考えられた。

## 第一種電気工事士免状の申請手続

### 埼玉県電気工事工業組合

1. 第一種電気工事士資格講習を受講される方の手続

◆講習は、通商産業大臣の指定により(財)電気工事技術講習センターが行います。

- 財団法人 電気工事技術講習センター  
(港区新橋4-24-8 第2東洋商事ビル7階 ☎ 03-435-0297)

◆県内の講習受付は、講習センターの委託を受けた次の団体が行います。申込等に関しては、下記へお問合せください。

- 埼玉県電気工事工業組合(大宮市宮原町1-39 ☎ 048-663-0242)
- 日本電設工業協会関東支部(港区元赤坂1-7-8 ☎ 03-404-6426)
- 関東電気協会(千代田区有楽町1-7-1-有楽町電気ビル北館3F ☎ 03-213-1758)

#### ◆講習受付概要

- 講習申込受付期間  
現在受付中(平成2年5月31日まで)
- 講習実施期間 平成2年8月まで
- 講習申込書

「講習申込書請求」と朱記し、240円切手を貼った宛て先明記の返信用封筒(縦32横24cm)を同封し、上記各団体へお申し込み下さい。

2. 資格講習なしで、第一種電気工事士免状が

## 取得できる方の手続

◆受付は、県工業保安課で平成元年2月から行います。

## ◆提出書類

免状交付申請書（認印）、実務経験証明書（所持免状を添付）、認定申請書、履歴書、住民票（申請日から3カ月以内のもの）、写真2枚（縦4×横3cm、スピード写真不可）、県収入証紙1000円

※申請書等及び収入証紙は当課に用意してあります。

## 問合せ

〒336 埼玉県浦和市高砂3-15-1

埼玉県商工部工業保安課火薬電気係

☎ 048(824)2111(代)内線2776

## 消費税の対応

### 埼玉県下水道施設維持管理協会

消費税が4月1日から施行されます。それぞれの業界でその対応は考えておられると思いますが、若干の見方について申し述べ、参考にして下さい。

通常使われる事業者とはこの税では異なります。「同じ取り引きをくりかえし、継続しあって独立して行うもの」を事業といいます。たまに行うものとかは含まれなくなる。

課税されるものは「対価」が必須条件であります。

納税の選択があります。

「3,000万以下は勿論納税なし」

「人件費が多く、95%になれば免除」

「簡易課税は売りとの消費税分から値引き貸し倒れを差引き残額に80%をかける法」

また「総売り上げに0.6%による納税」

正式に仕入れや売り上げを計算し、その差額を納税する。上手な対応が必要です。

また別の機会に細部は報告します。

## —'88年保守料金実態調査実施—

(社) 全国電話設備協会

埼玉県支部

高度情報化時代の今日、電気通信端末設備は全国規模のネットワークで結ばれ社会経済活動のみならず、国民生活においても不可欠な情報通信手段となっております。

したがって、その端末設備の維持管理は、当協会にとって極めて重大な社会的責務となっております。ところが、実情をみると、電気通信端末設備のうち、鉗電話設備の一部には、その維持点検即ち保守業務が行われていないのも事実であります。これは、ユーザーの御理解を得る為の広報・宣伝活動が至らないところにも原因があるように思われるであります。

このような現状が少しでも改善されればと考え、維持点検の重要性・必要性を述べ、その推進をはかるべく、当協会関東支部により昨年秋実施された'88年保守料金実態調査結果が本年2月公表されたのを機に、諸官庁、建産連加入

団体ならびにユーザー各位の御理解を賜り度くお願い申し上げるものであります。

まず、電気通信端末設備（電話交換設備等）の維持点検の重要性・必要性について考えると、近年のこの分野における技術革新の急速なる発展・進歩であります。前述のとおり全国規模のネットワークによる付加価値創造の最大の中枢として各種端末設備が位置づけられているとの自覚がなされなければなりません。

こうしたなかで、これらの設備は瞬時なりとも、その機能が停止するというような事態を発生させてはならないものであり、万一発生した場合の経済的損失は想像を絶するものがありましょう。故にこれらの設備を常に完全な状態で、その機能を発揮させるという保守業務の価値は従来の判断を遥かに越えていると考えるものであります。

ついで、その実務面についてでありますが、技術的には協会員のレベルアップがはかられておる一方で、技術革新と新製品開発の進歩は保守業務にも革新をもたらし、同時に新機種・新製品の市場進出が急速に進み、適正な保守料金の積算と設定などに難しい問題を残しております。

そこで、当協会埼玉県支部は関東支部と共に実際に取り引きされている保守料金の実態を調査し、これを公表することによって諸官庁、建産連加入団体ならびにユーザー各位の参考に資することに致したところであります。

関係各位におかれましては、この維持点検の

重要性・必要性を充分に御理解され、本県における保守業務の、妥当にして、かつ、適正な水準のもとでの推進とがはかられれば幸いであります。

(当協会関東支部佐々木茂則支部長あいさつ一部引用)

お問い合わせは

(社) 全国電話設備協会埼玉県支部  
電話 048-642-5771



## 定期刊行物

月刊

# 建設物価

●積算・調達・労務管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界・民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判/約820頁 定価3,300円(本体3,204円)/ $\mp$ 136円  
※年間購読料33,360円(本体32,400円・税960円)/ $\mp$ 共  
(臨時増刊等含)

月刊

# 建設統計月報

●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必須の資料。

■B5判/約200頁 ■定価980円(本体952円)/ $\mp$ 81円  
※年間購読料11,100円(本体10,800円・税300円)/ $\mp$ 共

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

## 財団法人 建設物価調査会

本 部

〒103 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号(共同ビル)  
電話 (03) 663-8761代 郵便振替 東京1-71833

## 専門図書

元年度版 **建設省土木工事積算基準**

■B5判/約670頁  
●定価6,695円(本体6,500円)/送料400円

元年度版 **土木工事積算基準マニュアル**

(4月下旬刊予定) ■B5判/約870頁  
●定価8,240円(本体8,000円)/送料450円

増補改訂版 **建設工事標準歩掛**

■B5判/約950頁  
●定価9,850円(本体9,563円)/送料500円

元年度版 **土木工事積算標準単価**

(5月上旬刊予定) ■B5判/約490頁  
●定価4,280円(本体4,155円)/送料350円

新 刊 **建設機械の管理と施工**

■B5判/約440頁  
●定価4,944円(本体4,800円)/送料300円

新 刊 **土地改良工事の積算と施工**

■B5判/約360頁  
●定価3,605円(本体3,500円)/送料300円

新 刊 **土木工事の実行予算と施工計画**

■B5判/約250頁  
●定価2,884円(本体2,800円)/送料300円

### 府県建産連会長・評議員の合同会議開催

府県建産連の会長と評議員が一堂に会した合同会議が、平成元年1月23日、東京・霞ヶ関の霞カ関ビル33階、東海大学校友会館を会場に、100余名の参加のもとに盛大に開催された。この会議は、年度事業として例年開催されているものであるが、この会議においては実施事業の中間報告並びに新年度秋に予定している全国会長会議日程の取り決めのほかは、時局認識を深めるために講演を主体にしたものである。

最初は建設省大臣官房審議官の鈴木政徳氏による「現下の建設業界の諸問題」と題した建設業構造改善事業を柱とする講話、

次で同建設経済局建設業課課長補佐の大森雅夫氏による「建設業と消費税」と題した消費税制に関する講話、さらに特別講演として評論家俵孝太郎氏による「めまぐるしい国際情勢とこれからの日本の政治・経済・社会」と題した講演で、特に俵孝太郎氏は2時間近い熱弁であって、興味深いものがあった。

なお、新年度秋の全国会長会議は、(社)福島県建産連の好意によって、平成元年10月18日㈭午後3時から、福島県耶麻郡北塙原は、裏磐梯ロイヤルホテルで開催することとした。

#### ○ 正副会長会議において事業の拡充と組織強

化のツメを急ぐ

平成元年1月23日、前記の合同会議に先き立て正副会長会議を開催、建産連事業の拡充強化を主要議題として討議を行った。

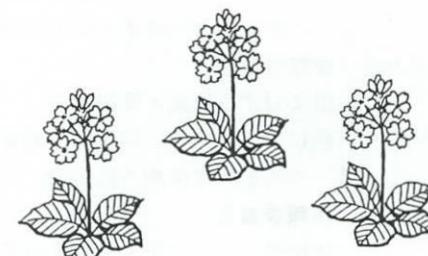
当面の事業拡充策は、第3次中建審答申後、建設省が検討を進めている建設業構造改プログラムの推進事業のうち、特に元請・下請構造改善協議会の設置、若年建設従事者の入職促進及びイメージアップ事業を建産連主要事業として取り入れ、建産連のもてる組織機能を最大限に活用、活動の場を積極的に広げようとするものである。

この会議には、建設省から村瀬建設業課長も同席されて賛意を表されたが、当面の措置として、全国建産連は建設省側の意向に従い、将来の事業実施の方法を模索する手段として、とりあえず正副会長が属する府県建産連において「元請・下請協議会準備調査」を行うこととした。

また、平成元年3月15日、東京・大手町の経団連会館会議室において正副会長会議を開催、建設省から村瀬建設業課長、同課耕課長補佐等の臨席を得、前記「元請・下請協議会準備調査」の実施を確認するとともに、さらに組織の充実、強化策等について討議を行った。この会議においては既に予定されている6月7日の通常総会に備えて、平成元年度全国建産連の事業計画案及び収支予算の編成方針を審議するとともに、全国建産連の社会的位置づけの確立と建議活動における発言力の強化を図るために、この通常総

会時を期して社団法人化することの可能性を検討し、特にこの機会に臨席された建設省側に対してその実現が期せられるよう支援方を強く要請した。

一方、建産連未設置の道府県のうち、最近において神奈川・千葉・島根・北海道の各道県が建産連設立気運の盛り上りが見られるので、その早期設立が達せられるよう、あらゆる機会を通して側面的な支援活動を行うよう申し合せた。



# 連合会日誌

- 1月18日 全国建設産業団体連絡協議会法人化について建設省への要請を実施。斎藤会長、加藤常務、石井全国建産連局長出席。  
全国建設産業団体連絡協議会会长・評議員会会場設営、会議運営について石井全国建産連局長との打合せに加藤常務出席。
- 1月19日 建産連設立準備調査のため北海道庁土木部管理課建設業指導係長外1名来所。斎藤会長、加藤常務出席。  
埼玉県電気工事工業組合新年会に長島専務理事出席。  
**講習会 「土木工事実行予算作成実務講習会」**  
〔(社)埼玉県建設業協会との共催〕  
於 建産連会館センター3階大ホール 受講者99名  
講師 大成建設㈱ 土木技術部技術課長 小野一郎 氏
- 1月20日 **研修会 「建設産業に関わる消費税制」**  
於 建産連会館センター大ホール 出席者961名  
講師関東信越国税局直税部法人税課長補佐 飯塚 要 氏  
外1名
- 1月23日 **全国建産連正副会長会議、全国府県会長評議員会議**  
霞ヶ関ビル東海大学校友会館において、昭和63年度事業実施状況、平成元年度会長会議日程等について審議、議事終了後ニュースキャスター俵孝太郎氏の講演会に正副会長等出席。
- 1月24日 **総務委員会**  
県に対する建議・陳情について、建産連設立10周年記念行事計画について協議。埼玉勤労者福祉施設運営協議会(所沢市・ラーク所沢)に関根所長出席。
- 1月26日 **広報委員会**  
建産連ニュース第39号の発行について、新年度広報事業の構想について協議。
- 2月1日 埼玉建設労働者研修福祉センターに係る固定資産税等の減免申請提出方依頼のため関根所長が雇用促進事業団を訪問。
- 2月7日 平成元年公共事業予算の増額確保並びに発注価格、発注方法等の改善方についての陳情を正副会長等により実施。
- 2月17日 (社)日本塗装工業会埼玉県支部設立25周年記念式典に斎藤会長出席。
- 3月3日 **元請・下請関係合理化懇談会**  
元請・下請間で早急に解決しなければならない課題、事前に提案された事項の対策等について協議、引続いて意見交換を行った。関係団体長、経営合理化委員会委員等出席。
- 3月7日 **正副会長会議・理事会**  
昭和63年度一般・特別両会計収支決算見込、平成元年度一般・特別両会計収支予算編成方針、建産連設立10周年記念事業等について協議。  
建産連会館建設資金及び入居保証金の償還方等について、建産連会館入居団体長による協議会を開催。
- 3月8日 建産連の法人会計調査のため、浦和税務署法人第2部門宮沢事務官来所。長島専務理事出席。
- 3月10日 建産連設立準備調査のため社団法人千葉県建設業協会副会長、千葉県土木部管理指導課指導係長外来所。斎藤会長、長島専務理事、加藤常務、石井全国建産連事務局長出席。
- 3月13日 仮称「(財)暴力追放・薬物乱用防止センター」設立準備のため、県警察本部刑事部斎藤参事官外来所。斎藤会長出席。
- 3月14日 **労務資材委員会**  
産業系県立高校進路指導担当者との意見交換会を開催。労務資材委員会委員外出席。
- 3月15日 **全国建設産業団体連絡協議会正副会長会議**  
平成元年度事業計画案、収支予算案、法人化の進捗状況等について協議。斎藤会長、加藤常務出席。
- 3月28日 **講演会** [(社)埼玉県建設業協会浦和支部との共催]  
演題 「これからの国際経済と日本」  
於 建産連会館センター大ホール 聽講者154名  
講師 国際エコノミスト 長谷川慶太郎氏

# 社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順序不同)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号	構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村治作	浦和市大字鹿手袋597	336	048 861-5111	埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	浦和市大字鹿手袋597	336	048 861-9971
(社)埼玉県電業協会	会長 積田鉄治	"	"	048 864-0385	埼玉県コンクリート製品 協同組合	理事長 小林省吾	上尾市本町1-5-20	362	048 773-8171
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本孔志	"	"	048 864-6921	埼玉県コンクリート圧送 事業協同組合	理事長 野口勇雄	浦和市大字鹿手袋597	336	048 866-4311
東日本建設業保証㈱ 埼玉営業所	所長 鈴木武信	"	"	048 861-8885	埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485 22-0333
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺健市	"	"	048 866-1775	埼玉県下水道施設 維持管理協会	会長 沢田広	大宮市三橋2-402	330	048 644-7417
埼玉県電気工事工業組合	理事長 末山清	大宮市宮原町1-39	330	048 663-0242	埼玉県道路標識標示業協会	会長 深井進	上尾市上野57-1	362	048 781-2590
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉康次	与野市下落合 4-14-11	338	048 855-4111	財埼玉県建築住宅 安全協会	理事長 安藤晃	浦和市大字鹿手袋597	336	048 865-0391
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 榎本義男	浦和市大字鹿手袋597	336	048 866-4381	埼玉県内装仕上工事業 協同組合	理事長 神保吉良	戸田市喜沢1-18-7	335	0484 41-4331
埼玉県建設大工工事業協会	会長 後藤喜平	"	"	048 862-9258	埼玉県総合建設業協同組合	理事長 神戸清二	浦和市大字鹿手袋597	336	048 864-2811
(社)埼玉建築士会	会長 小川清	"	"	048 861-8221	埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水茂三	"	"	048 864-9731
(社)埼玉県建築士 事務所協会	会長 岩堀徳太郎	"	"	048 864-9313	埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤裕	"	"	048 866-4331
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 松江広元	"	"	048 861-2304	(社)全国電話設備協会 埼玉県支部	支部長 横田充穂	大宮市浅間町1-4-4	330	048 642-5771
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山正夫	"	"	048 866-1773	埼玉県地質調査業協会	会長 田貝博	浦和市別所3-32-1	336	048 862-8221
(社)埼玉県宅地建物取引業 協会	会長 滝沢豊	"	"	048 866-4061	埼玉県生コンクリート 工業組合	理事長 田中瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	"	048 885-8621
建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	支部長 清水茂三	"	"	048 862-2542	埼玉県外構施設業協会	会長 清水義夫	熊谷市問屋町4-3-2	360	0485 25-2111

**建産連ニュース 第40号**

平成元年 4月15日印刷発行

編集社団  
発行法人 **埼玉県建設産業団体連合会**

郵便番号 336  
浦和市鹿手袋597番地  
電話 (048) 866-4301

## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま  
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ  
の条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま  
す。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況  
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ  
いても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可  
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記  
の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月